



山形県公報

平成24年12月25日(火)

号 外 (35)

目 次

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例..... (議 会) ...	14
山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例..... (同) ...	同
参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ...	16
山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例..... (みどり自然課) ...	17
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例..... (食品安全衛生課) ...	18
山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例..... (子育て支援課) ...	同
山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する 条例..... (同) ...	32
山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例..... (子ども家庭課) ...	33
山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例..... (健康福祉企画課) ...	35
医療法施行条例..... (地域医療対策課) ...	39
山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条 例..... (長寿社会課) ...	41
山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条 例..... (同) ...	45
山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定め る条例..... (同) ...	48
山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例..... (同) ...	55
山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並 びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等を定める条例..... (同) ...	92
山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例..... (同) ...	127
山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関 する基準を定める条例..... (同) ...	131
山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例..... (同) ...	136
山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する 条例..... (同) ...	141
山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する 条例..... (同) ...	同
山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例..... (障がい福祉課) ...	同
山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例..... (同) ...	151

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(同)	...155
山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(同)	...176
山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(同)	...181
山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(同)	...190
山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(同)	...194
山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(同)	...196
山形県障がい者支援施設条例等の一部を改正する条例.....	(同)	...198
山形県中小企業振興条例.....	(産業政策課)	...199
山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例.....	(雇用対策課)	...201
山形県都市公園条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課)	...204
山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例.....	(下水道課)	...205
山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例.....	(道路課)	...207
山形県県営住宅条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課)	...226
山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準等を定める条例.....	(警察本部)	...227

この号で公布された条例のあらまし

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（議会）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の選任の時期及び任期を定めることとした。（第1条第2項関係）
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、議員は、それぞれ一の常任委員となることとした。（第2条第2項関係）
- 3 地方自治法の一部改正に伴い、議会運営委員の選任の時期及び任期を定めることとした。（第2条の2第2項関係）
- 4 地方自治法の一部改正に伴い、特別委員の在任期間を定めることとした。（第3条第3項関係）
- 5 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（議会）

- 1 題名を山形県政務活動費の交付に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとした。（第3条の3関係）
- 3 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（県条例第61号）（人事

課)

地方自治法の一部改正に伴い、議会の会議に出頭した参考人等に対し費用弁償を行うこととした。

山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（県条例第62号）（みどり自然課）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、知事が設置する次に掲げる標識の寸法を定めることとした。

- (1) 指定猟法禁止区域を表示する標識（第2条関係）
- (2) 鳥獣保護区を表示する標識（第3条関係）
- (3) 特別保護地区を表示する標識（第4条関係）
- (4) 休猟区を表示する標識（第5条関係）
- (5) 特定猟具使用禁止区域を表示する標識（第6条関係）
- (6) 特定猟具使用制限区域を表示する標識（第7条関係）
- (7) 特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識（第8条関係）

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（県条例第63号）（食品安全衛生課）

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めることとした。（第6条関係）

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第64号）（子育て支援課）

- 1 児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第1条関係）
- 2 次に掲げる事項について児童福祉施設に共通する基準を定めることとした。
 - (1) 設備及び運営に関する基準の目的等（第3条～第5条関係）
 - (2) 一般原則（第6条関係）
 - (3) 非常災害対策（第7条関係）
 - (4) 職員の一般的要件（第8条関係）
 - (5) 職員の知識及び技能の向上等（第9条関係）
 - (6) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員（第10条関係）
 - (7) 差別的取扱いの禁止（第11条関係）
 - (8) 虐待等の禁止（第12条関係）
 - (9) 長の懲戒に係る権限の濫用禁止（第13条関係）
 - (10) 衛生管理等（第14条関係）
 - (11) 内部の規程（第15条関係）
 - (12) 秘密保持等（第16条関係）
 - (13) 苦情への対応（第17条関係）
- 3 次に掲げる児童福祉施設ごとに設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 助産施設（第18条～第20条関係）
 - (2) 乳児院（第21条～第26条関係）
 - (3) 母子生活支援施設（第27条～第32条関係）
 - (4) 保育所（第33条及び第34条関係）
 - (5) 児童厚生施設（第35条～第37条関係）
 - (6) 児童養護施設（第38条～第43条関係）
 - (7) 福祉型障害児入所施設（第44条～第47条関係）
 - (8) 医療型障害児入所施設（第48条～第50条関係）
 - (9) 福祉型児童発達支援センター（第51条～第53条関係）
 - (10) 医療型児童発達支援センター（第54条～第56条関係）
 - (11) 情緒障害児短期治療施設（第57条～第60条関係）
 - (12) 児童自立支援施設（第61条～第66条関係）

(13) 児童家庭支援センター（第67条～第69条関係）

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（県条例第65号）
（子育て支援課）

1 認定こども園の認定の要件のうち、乳児室の面積に係るものについて、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上とすることとした。（別表第4項第4号関係）

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第66号）（子ども家庭課）

1 社会福祉法の規定に基づき、次に掲げる事項について婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

(1) 基本方針等（第2条及び第3条関係）

(2) 配置等の一般原則（第4条関係）

(3) 非常災害対策（第5条関係）

(4) 差別的取扱いの禁止（第6条関係）

(5) 秘密保持等（第7条関係）

(6) 苦情への対応（第8条関係）

(7) 職員（第9条関係）

(8) 施設長の資格要件（第10条関係）

(9) 設備（第11条関係）

(10) 自立の支援等（第12条関係）

(11) 保健衛生（第13条関係）

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第67号）（健康福祉企画課）

1 生活保護法の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
（第1条関係）

2 次に掲げる事項について救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に共通する基準を定めることとした。

(1) 基本方針（第2条関係）

(2) 構造設備の一般原則（第3条関係）

(3) 設備の専用（第4条関係）

(4) 職員の資格要件（第5条関係）

(5) 職員の専従（第6条関係）

(6) 秘密保持等（第7条関係）

(7) 苦情への対応（第8条関係）

(8) 非常災害対策（第9条関係）

3 次に掲げる保護施設ごとに設備及び運営に関する基準を定めることとした。

(1) 救護施設（第10条～第14条関係）

(2) 更生施設（第15条～第18条関係）

(3) 授産施設（第19条～第22条関係）

(4) 宿所提供施設（第23条～第26条関係）

(5) 医療保護施設（第27条関係）

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

医療法施行条例（県条例第68号）（地域医療対策課）

1 医療法の規定に基づき、次に掲げる基準を定めることとした。

(1) 既存病床数及び申請病床数の補正等の基準（第3条及び第4条関係）

- (2) 専属薬剤師の配置基準（第5条関係）
- (3) 病院の人員の基準（第6条関係）
- (4) 病院の施設の基準（第7条関係）
- (5) 療養病床を有する診療所の人員の基準（第8条関係）
- (6) 療養病床を有する診療所の施設の基準（第9条関係）

2 医療法第7条第1項の規定により病院の開設の許可を受けようとする者等から徴収する手数料について定めることとした。（第10条関係）

3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第69号）（長寿社会課）

1 社会福祉法の規定に基づき、次に掲げる事項について軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

- (1) 基本方針（第2条関係）
- (2) 構造設備等の一般原則（第3条関係）
- (3) 設備の専用（第4条関係）
- (4) 職員の資格要件（第5条関係）
- (5) 職員の専従（第6条関係）
- (6) 運営規程（第7条関係）
- (7) 非常災害対策（第8条関係）
- (8) 記録の整備（第9条関係）
- (9) 設備（第10条関係）
- (10) 職員の配置（第11条関係）
- (11) サービスの内容及び手続の説明及び契約の締結（第12条関係）
- (12) 入所者の要件（第13条関係）
- (13) サービスの取扱方針（第14条関係）
- (14) 衛生管理等（第15条関係）
- (15) 秘密保持等（第16条関係）
- (16) 苦情への対応（第17条関係）
- (17) 事故発生の防止及び事故発生時の対応（第18条関係）

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第70号）（長寿社会課）

1 老人福祉法の規定に基づき、次に掲げる事項について養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

- (1) 基本方針（第2条関係）
- (2) 構造設備の一般原則（第3条関係）
- (3) 設備の専用（第4条関係）
- (4) 職員の資格要件（第5条関係）
- (5) 職員の専従（第6条関係）
- (6) 運営規程（第7条関係）
- (7) 非常災害対策（第8条関係）
- (8) 記録の整備（第9条関係）
- (9) 規模（第10条関係）
- (10) 設備（第11条関係）
- (11) 職員の配置（第12条関係）
- (12) 処遇の方針（第13条関係）
- (13) 衛生管理等（第14条関係）

- (14) 秘密保持等（第15条関係）
 - (15) 苦情への対応（第16条関係）
 - (16) 事故発生の防止及び事故発生時の対応（第17条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第71号）
（長寿社会課）
- 1 老人福祉法の規定に基づき、次に掲げる施設ごとに設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- (1) 特別養護老人ホーム（第2条～第16条関係）
 - (2) ユニット型特別養護老人ホーム（第17条～第21条関係）
 - (3) 地域密着型特別養護老人ホーム（第22条～第24条関係）
 - (4) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第25条及び第26条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第72号）（長寿社会課）
- 1 介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）
- 3 指定居宅サービスの事業の一般原則について定めることとした。（第4条関係）
- 4 次に掲げる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業ごとに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- (1) 指定訪問介護（第5条～第18条関係）
 - (2) 基準該当訪問介護（第19条～第22条関係）
 - (3) 指定訪問入浴介護（第23条～第31条関係）
 - (4) 基準該当訪問入浴介護（第32条～第35条関係）
 - (5) 指定訪問看護（第36条～第44条関係）
 - (6) 指定訪問リハビリテーション（第45条～第52条関係）
 - (7) 指定居宅療養管理指導（第53条～第60条関係）
 - (8) 指定通所介護（第61条～第81条関係）
 - (9) 基準該当通所介護（第82条～第85条関係）
 - (10) 指定通所リハビリテーション（第86条～第94条関係）
 - (11) 指定短期入所生活介護（第95条～第111条関係）
 - (12) 基準該当短期入所生活介護（第112条～第117条関係）
 - (13) 指定短期入所療養介護（第118条～第130条関係）
 - (14) 指定特定施設入居者生活介護（第131条～第148条関係）
 - (15) 指定福祉用具貸与（第149条～第158条関係）
 - (16) 基準該当福祉用具貸与（第159条及び第160条関係）
 - (17) 指定特定福祉用具販売（第161条～第167条関係）
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（県条例第73号）
（長寿社会課）
- 1 介護保険法の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）

- 3 指定介護予防サービスの事業の一般原則について定めることとした。（第4条関係）
- 4 次に掲げる指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業ごとに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることとした。
 - (1) 指定介護予防訪問介護（第5条～第18条関係）
 - (2) 基準該当介護予防訪問介護（第19条～第22条関係）
 - (3) 指定介護予防訪問入浴介護（第23条～第31条関係）
 - (4) 基準該当介護予防訪問入浴介護（第32条～第35条関係）
 - (5) 指定介護予防訪問看護（第36条～第44条関係）
 - (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション（第45条～第52条関係）
 - (7) 指定介護予防居宅療養管理指導（第53条～第60条関係）
 - (8) 指定介護予防通所介護（第61条～第71条関係）
 - (9) 基準該当介護予防通所介護（第72条～第75条関係）
 - (10) 指定介護予防通所リハビリテーション（第76条～第84条関係）
 - (11) 指定介護予防短期入所生活介護（第85条～第103条関係）
 - (12) 基準該当介護予防短期入所生活介護（第104条～第109条関係）
 - (13) 指定介護予防短期入所療養介護（第110条～第124条関係）
 - (14) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第125条～第145条関係）
 - (15) 指定介護予防福祉用具貸与（第146条～第155条関係）
 - (16) 基準該当介護予防福祉用具貸与（第156条及び第157条関係）
 - (17) 指定特定介護予防福祉用具販売（第158条～第165条関係）
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第74号）（長寿社会課）

 - 1 介護保険法の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 指定介護老人福祉施設の指定に係る入所定員について定めることとした。（第2条関係）
 - 3 次に掲げる施設ごとに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 指定介護老人福祉施設（第3条～第15条関係）
 - (2) ユニット型指定介護老人福祉施設（第16条～第20条関係）
 - 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（県条例第75号）（長寿社会課）

 - 1 介護保険法の規定に基づき、次に掲げる施設ごとに人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 介護老人保健施設（第2条～第15条関係）
 - (2) ユニット型介護老人保健施設（第16条～第20条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第76号）（長寿社会課）

 - 1 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づき、次に掲げる施設ごとに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 指定介護療養型医療施設（第2条～第16条関係）
 - (2) ユニット型指定介護療養型医療施設（第17条～第23条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第77号）（長寿社会課）

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を平成26年12月31日まで延長することとした。

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第78号）（長寿社会課）

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を平成26年12月31日まで延長することとした。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第79号）（障がい福祉課）

- 1 児童福祉法の規定に基づき、指定通所支援及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）
- 3 指定障害児通所支援事業者等の一般原則について定めることとした。（第4条関係）
- 4 次に掲げる指定通所支援及び基準該当通所支援の事業ごとに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 指定児童発達支援（第5条～第25条関係）
 - (2) 基準該当児童発達支援（第26条～第31条関係）
 - (3) 指定医療型児童発達支援（第32条～第38条関係）
 - (4) 指定放課後等デイサービス（第39条～第44条関係）
 - (5) 基準該当放課後等デイサービス（第45条～第47条関係）
 - (6) 指定保育所等訪問支援（第48条～第53条関係）
- 5 多機能型事業所に関する特例について定めることとした。（第54条～第56条関係）
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第80号）（障がい福祉課）

- 1 児童福祉法の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定障害児入所施設の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）
- 3 指定障害児入所施設等の一般原則について定めることとした。（第4条関係）
- 4 次に掲げる指定障害児入所施設ごとに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 指定福祉型障害児入所施設（第5条～第19条関係）
 - (2) 指定医療型障害児入所施設（第20条～第22条関係）
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第81号）（障がい福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）
- 3 指定障害福祉サービス事業者の一般原則について定めることとした。（第4条関係）
- 4 次に掲げる指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業ごとに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護（第5条～第20条関係）
 - (2) 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護（第21条～第24条関係）

- (3) 指定療養介護（第25条～第35条関係）
 - (4) 指定生活介護（第36条～第43条関係）
 - (5) 基準該当生活介護（第44条及び第45条関係）
 - (6) 指定短期入所（第46条～第52条関係）
 - (7) 基準該当短期入所（第53条関係）
 - (8) 指定重度障害者等包括支援（第54条～第62条関係）
 - (9) 指定共同生活介護（第63条～第69条関係）
 - (10) 指定自立訓練（機能訓練）（第70条～第74条関係）
 - (11) 基準該当自立訓練（機能訓練）（第75条関係）
 - (12) 指定自立訓練（生活訓練）（第76条～第81条関係）
 - (13) 基準該当自立訓練（生活訓練）（第82条関係）
 - (14) 指定就労移行支援（第83条～第89条関係）
 - (15) 指定就労継続支援 A 型（第90条～第95条関係）
 - (16) 指定就労継続支援 B 型（第96条～第99条関係）
 - (17) 基準該当就労継続支援 B 型（第100条～第102条関係）
 - (18) 指定共同生活援助（第103条～第107条関係）
- 5 多機能型に関する特例について定めることとした。（第108条関係）
- 6 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例について定めることとした。（第109条関係）
- 7 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準を定めることとした。（第110条～第114条関係）
- 8 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第82号）（障がい福祉課）
- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 指定障害者支援施設の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）
 - 3 次に掲げる事項について指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 一般原則（第4条関係）
 - (2) 従業者（第5条関係）
 - (3) 管理者（第6条関係）
 - (4) 従業者の員数に関する特例（第7条関係）
 - (5) 従たる事業所を設置する場合における特例（第8条関係）
 - (6) 設備（第9条関係）
 - (7) 設備に関する特例（第10条関係）
 - (8) 施設障害福祉サービスの内容及び手続の説明及び同意（第11条関係）
 - (9) 施設障害福祉サービスの提供拒否の禁止（第12条関係）
 - (10) 施設障害福祉サービスの取扱方針（第13条関係）
 - (11) 運営規程（第14条関係）
 - (12) 非常災害対策（第15条関係）
 - (13) 衛生管理等（第16条関係）
 - (14) 身体的拘束等の禁止（第17条関係）
 - (15) 秘密保持等（第18条関係）
 - (16) 苦情への対応（第19条関係）
 - (17) 事故発生時の対応（第20条関係）
 - (18) 記録の整備（第21条関係）

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第83号）
（障がい福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第1条関係）
- 2 障害福祉サービス事業者の一般原則について定めることとした。（第3条関係）
- 3 次に掲げる障害福祉サービスの事業ごとに設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 療養介護（第4条～第17条関係）
 - (2) 生活介護（第18条～第27条関係）
 - (3) 自立訓練（機能訓練）（第28条～第30条関係）
 - (4) 自立訓練（生活訓練）（第31条～第35条関係）
 - (5) 就労移行支援（第36条～第39条関係）
 - (6) 就労継続支援A型（第40条～第47条関係）
 - (7) 就労継続支援B型（第48条及び第49条関係）
- 4 多機能型に関する特例について定めることとした。（第50条及び第51条関係）
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第84号）（障がい福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、次に掲げる事項について障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 一般原則（第3条関係）
 - (2) 構造設備（第4条関係）
 - (3) 施設長の資格要件（第5条関係）
 - (4) 運営規程（第6条関係）
 - (5) 非常災害対策（第7条関係）
 - (6) 規模（第8条関係）
 - (7) 設備（第9条関係）
 - (8) 職員の配置（第10条関係）
 - (9) 従たる事業所を設置する場合における特例（第11条関係）
 - (10) 施設障害福祉サービスの取扱方針（第12条関係）
 - (11) 衛生管理等（第13条関係）
 - (12) 身体的拘束等の禁止（第14条関係）
 - (13) 秘密保持等（第15条関係）
 - (14) 苦情への対応（第16条関係）
 - (15) 事故発生時の対応（第17条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第85号）
（障がい福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、次に掲げる事項について地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 基本方針（第3条関係）
 - (2) 運営規程（第4条関係）
 - (3) 非常災害対策（第5条関係）
 - (4) 規模（第6条関係）
 - (5) 設備（第7条関係）
 - (6) 職員の配置（第8条関係）
 - (7) 従たる事業所を設置する場合における特例（第9条関係）

- (8) 衛生管理等（第10条関係）
- (9) 秘密保持等（第11条関係）
- (10) 苦情への対応（第12条関係）
- (11) 事故発生時の対応（第13条関係）

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第86号）（障がい福祉課）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、次に掲げる事項について福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

- (1) 基本方針（第3条関係）
- (2) 構造設備（第4条関係）
- (3) 運営規程（第5条関係）
- (4) 非常災害対策（第6条関係）
- (5) 規模（第7条関係）
- (6) 設備（第8条関係）
- (7) 職員の配置（第9条関係）
- (8) 衛生管理等（第10条関係）
- (9) 秘密保持等（第11条関係）
- (10) 苦情への対応（第12条関係）
- (11) 事故発生時の対応（第13条関係）

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県障がい者支援施設条例等の一部を改正する条例（県条例第87号）（障がい福祉課）

1 山形県障がい者支援施設条例の一部改正

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を県が設置する障がい者支援施設の指定管理者が行う管理の基準とすることとした。（第4条関係）

2 山形県立ふれあいの家条例の一部改正

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を山形県立ふれあいの家の指定管理者が行う管理の基準とすることとした。（第12条関係）

3 山形県立ワークショップ明星園条例の一部改正

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を山形県立ワークショップ明星園の指定管理者が行う管理の基準とすることとした。（第4条第1項第1号関係）

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県中小企業振興条例（県条例第88号）（産業政策課）

1 この条例は、本県の経済における中小企業の存在の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定及び向上に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 中小企業の振興に関する基本理念を次のとおりとすることとした。（第3条関係）

- (1) 中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されること。
- (2) 多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ることにより推進されること。

- (3) 中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として推進されること。
- (4) 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮して行われること。
- 3 県の責務、中小企業者の努力及び県民の理解と協力について定めることとした。（第4条～第6条関係）
- 4 県が2の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を講ずる際の基本方針を定めることとした。（第7条関係）
- 5 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めることとした。（第8条関係）
- 6 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。（第9条関係）
- 7 知事は、毎年度、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を議会に報告するとともに、公表することとした。（第10条関係）
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、7は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例（県条例第89号）（雇用対策課）

職業能力開発促進法の規定に基づき、県が設置する公共職業能力開発施設に係る次に掲げる事項について定めることとした。

- (1) 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練（第3条関係）
- (2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練（第4条関係）
- (3) 普通課程の普通職業訓練の基準（第5条関係）
- (4) 短期課程の普通職業訓練の基準（第6条関係）
- (5) 専門課程の高度職業訓練の基準（第7条関係）
- (6) 専門短期課程の高度職業訓練の基準（第8条関係）
- (7) 無料とする職業訓練（第9条関係）
- (8) 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格（第10条関係）
- (9) 高度職業訓練における職業訓練指導員の資格（第11条関係）

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第90号）（都市計画課）

- 1 都市公園の設置基準を定めることとした。（第1条の2関係）
- 2 都市公園の公園施設の設置基準を定めることとした。（第1条の3及び第1条の4関係）
- 3 都市公園の特定公園施設の設置基準を定めることとした。（第1条の5関係）
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例（県条例第91号）（下水道課）

- 1 題名を山形県流域下水道条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 流域下水道の構造に係る技術上の基準を定めることとした。（第4条～第7条関係）
- 3 流域下水道の終末処理場の維持管理の方法について定めることとした。（第8条関係）

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例（県条例第92号）（道路課）

- 1 道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、次に掲げる事項について定めることとした。
- (1) 県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の技術的基準（第3条～第44条関係）
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法（第45条関係）
- (3) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（第46条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（県条例第93号）（建築住宅課）

- 1 県営住宅及び共同施設の整備基準を定めることとした。（第2条の3関係）
- 2 県営住宅の入居者の資格について、被災市街地復興特別措置法及び福島復興再生特別措置法

の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しないこととした。（第5条関係）

3 県営住宅の入居者の資格の条件のうち、その者の収入に係るものを定めることとした。（第5条第2号関係）

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（県条例第94号）（警察本部）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な次に掲げるものに関する基準を定めることとした。

- (1) 信号機（第2条関係）
- (2) 道路標識（第3条関係）
- (3) 道路標示（第4条関係）

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条（常任委員会の設置）」を「第1条（常任委員会の設置、委員の任期）」に、「第2条の2（議会運営委員会の設置）」を「第2条の2（議会運営委員会の設置、委員の任期）」に、「第3条（特別委員会の設置）」を「第3条（特別委員会の設置、委員の任期）」に、「第24条（傍聴の取扱）」を「第24条（傍聴の取扱い）」に改める。

第1条の見出しを「（常任委員会の設置、委員の任期）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 常任委員は、会期の始めに議会において選任し、議員の任期中在任する。

第2条第2項中「同時に2以上の常任委員となることができない」を「それぞれ一の常任委員となるものとする」に改める。

第2条の2の見出しを「（議会運営委員会の設置、委員の任期）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、議員の任期中在任する。

第3条の見出しを「（特別委員会の設置、委員の在任期間）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第18条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第20条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第2項中「対して」を「対して、」に、「かたよらないように」を「偏らないように公述人を」に改める。

第21条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第23条の2第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「前3条」を「第21条（公述人の発言）、第22条（委員と公述人の質疑）及び第23条（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第24条の見出しを「（傍聴の取扱い）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定、第2条第2項の改正規定、第2条の2の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定、第3条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号）の一部を次のように改正す

る。

題名を次のように改める。

山形県政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条、第 3 条（見出しを含む。）及び第 3 条の 2（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（政務活動費の経費の範囲）

第 3 条の 3 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、政務活動に要する次に掲げる経費に充てることのできるものとする。

- (1) 調査研究費
- (2) 研修費
- (3) 広聴広報費
- (4) 要請陳情等活動費
- (5) 会議費
- (6) 資料作成費
- (7) 資料購入費
- (8) 事務所費
- (9) 事務費
- (10) 人件費

3 前項に掲げる経費の内容は、議長が定めるところによる。

第 4 条第 1 項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第 5 条から第 8 条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「その結果」を「政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために」に改める。

第12条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 9 条に規定する使途の基準」を「第 3 条の 3 に規定する政務活動費の経費の範囲」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第13条第 2 項中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改める。

第15条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別記様式中「年度政務調査費収支報告書」を「年度政務活動費収支報告書」に改め、

「	会 議 費		を
	資料作成費		
	資料購入費		

広 報 費	
-------	--

広聴広報費	
要請陳情等活動費	
会 議 費	
資料作成費	
資料購入費	

に、

「 支 出 科 目 」 を 「 経 費 」 に、

会 議 費	
広 報 費	

を

広聴広報費	
要請陳情等活動費	
会 議 費	

に改める。

附 則

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 改正後の山形県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に改正前の山形県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、この条例施行の日新条例第4条の規定により提出された会派の届出とみなす。

参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号

参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和37年7月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第6項、第109条の2

第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。））」に、「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。））」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における改正後の第1条第1号の規定の適用については、同号中「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。））」とあるのは「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項」と、「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。））」とあるのは「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項」とする。

山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第62号

山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定めるものとする。

（指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法）

第2条 法第15条第14項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次のとおりとする。

- (1) 制札の1辺の長さが30センチメートル以上であること。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。
- (2) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

（鳥獣保護区を表示する標識の寸法）

第3条 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次のとおりとする。

- (1) 標柱にあつては、底面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが200センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、縦の長さが36センチメートル以上であり、かつ、横の長さが45センチメートル以上であること。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。
- (3) 制札に支柱を用いる場合であつて、当該支柱に木材を用いるときは、当該支柱の底面の1辺の長さが7センチメートル以上であり、かつ、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であること。ただし、支柱に鉄材等を用いることにより当該支柱の強度が木材を用いる場合と同等以上となる場合は、支柱の底面の1辺の長さについては、この限りでない。

（特別保護地区を表示する標識の寸法）

第4条 前条の規定は、法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書の条例で定める標識の寸法について準用する。

（休猟区を表示する標識の寸法）

第5条 法第34条第7項の条例で定める標識の寸法は、次のとおりとする。

- (1) 標柱にあつては、底面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが120センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、1辺の長さが30センチメートル以上であること。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。
- (3) 制札に支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

（特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸法）

第6条 第3条の規定は、法第35条第12項において準用する法第34条第7項の条例で定める標識の寸法（法第35条第1項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識に係るものに限る。）について準用する。

（特定猟具使用制限区域を表示する標識の寸法）

第7条 第2条の規定は、法第35条第12項において準用する法第34条第7項の条例で定める標識の寸法（法第35条第1項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識に係るものに限る。）について準用する。

（特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識の寸法）

第8条 省令第37条第2項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次のとおりとする。

- (1) 制札の縦の長さが70センチメートル以上であり、かつ、制札の横の長さが90センチメートル以上であること。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。
- (2) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第63号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基準を」を「基準並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を」に改める。

第5条中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」を「政令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第6条 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第64号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第17条）
- 第2章 助産施設（第18条 - 第20条）
- 第3章 乳児院（第21条 - 第26条）
- 第4章 母子生活支援施設（第27条 - 第32条）
- 第5章 保育所（第33条・第34条）
- 第6章 児童厚生施設（第35条 - 第37条）
- 第7章 児童養護施設（第38条 - 第43条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第44条 - 第47条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第48条 - 第50条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第51条 - 第53条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第54条 - 第56条）
- 第12章 情緒障害児短期治療施設（第57条 - 第60条）
- 第13章 児童自立支援施設（第61条 - 第66条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第67条 - 第69条）
- 第15章 雑則（第70条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

第4条 知事は、山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）第1条に規定する山形県社会福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びその者に対する危害防止に十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第7条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害に対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

第11条 児童福祉施設は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条 児童福祉施設は、児童福祉施設に入所している者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（児童福祉施設内部の規程）

第15条 児童福祉施設は、入所する者の援助に関する事項その他施設の管理についての重要事項の

うち必要な事項につき規程を設けなければならない。

（秘密保持等）

第16条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第17条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2章 助産施設

（種類）

第18条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第19条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

第20条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

第3章 乳児院

（設備の基準）

第21条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。以下この条及び第23条（第2項を除く。）において同じ。）の設備の基準は、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けることとする。

2 前項に定めるもののほか、乳児院の設備の基準は、規則で定める。

第22条 前条第1項の乳児院以外の乳児院（以下この条及び第24条において「乳児院」という。）の設備の基準は、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けることとする。

2 前項に定めるもののほか、乳児院の設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第23条 乳児院には、小児科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 第1項の看護師は、規則で定めるところにより、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行

う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。

6 前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる乳児院には、規則で定める数の保育士を置かなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、乳児院の職員の基準は、規則で定める。

第24条 乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 前項の看護師は、規則で定めるところにより、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、乳児院の職員の基準は、規則で定める。

(乳児院の長の資格等)

第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、乳児院の長に関し必要な事項は、規則で定める。

(養育)

第26条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行われなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第27条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

(2) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあっては、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

(3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあっては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあっては医務室及び静養室を設けること。

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第28条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員の基準は、規則で定める。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第29条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)を受けた者であって、

人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の長に関し必要な事項は、規則で定める。
(母子支援員の資格)

第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の資格を有すると認められる者（規則で定める者に限る。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第31条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる母子生活支援施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行われなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第32条 第27条第1項第2号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設ける場合においては、保育所に関する規定（第34条第2項を除く。）を準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の保育所に準ずる設備の基準は、規則で定める。

第5章 保育所

(設備の基準)

第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所にあつては、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
 - (2) 前号の乳児室及び同号のほふく室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (3) 第1号の乳児室又はほふく室にあつては、保育に必要な用具を備えること。
 - (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所にあつては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室及び便所を設けること。
 - (5) 前号の保育室又は遊戯室にあつては、保育に必要な用具を備えること。
 - (6) 第1号の乳児室若しくはほふく室又は第4号の保育室若しくは遊戯室を2階以上に設ける建物にあつては、規則で定める要件に該当するものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、保育所の設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第34条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保育所の職員の基準は、規則で定める。

第6章 児童厚生施設

（設備の基準）

第35条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設にあっては、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設にあっては、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第36条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の資格を有すると認められる者（規則で定める者に限る。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (6) 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第37条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

第7章 児童養護施設

（設備の基準）

第38条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
 - (2) 前号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。
 - (3) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
 - (4) 児童30人以上を入所させる児童養護施設にあっては、医務室及び静養室を設けること。
 - (5) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。
- 2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第39条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している児童養護施設にあっては、看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる児童養護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、児童養護施設の職員の基準は、規則で定める。

（児童養護施設の長の資格等）

第40条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の長に関し必要な事項は、規則で定める。

（児童指導員の資格）

第41条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の資格を有すると認められる者（規則で定める者に限る。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

（養護）

第42条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行われなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第43条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立す

るとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行われなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行われなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行われなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行われなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第44条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
 - (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、職業指導に必要な設備を設けること。
 - (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、次の設備を設けること。
 - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
 - (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
 - (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、次の設備を設けること。
 - イ 訓練室及び屋外訓練場
 - ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
 - (6) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。
 - (7) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。
- 2 前項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第45条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 4 前項の規定により置かなければならない職員のうち、嘱託医については、第2項の規定を準用する。
- 5 第3項の医師は、児童を対象とする精神科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

- 6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
- 7 前項の規定により置かなければならない職員のうち、嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。
- 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 9 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の職員の基準は、規則で定める。

（生活指導及び学習指導）

第46条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう行われなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第43条第2項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第47条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行われなければならない。

- 2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第43条第3項の規定を準用する。

第9章 医療型障害児入所施設

（設備の基準）

第48条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療型障害児入所施設にあっては、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
 - (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、静養室を設けること。
 - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備並びに義肢及び装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢及び装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合においては、これを設けないことができる。
 - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
- 2 前項に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第49条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 3 前項の医療型障害児入所施設の長及び同項の規定により置かなければならない医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第2項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 5 前項の医療型障害児入所施設の長及び同項の規定により置かなければならない医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号八及び二(2)の規定によ

り神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の職員の基準は、規則で定める。

（生活指導、学習指導及び職業指導）

第50条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。）における生活指導、学習指導及び職業指導については、第46条及び第47条の規定を準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

第51条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）にあつては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、聴力検査室を設けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

2 前項に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第52条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。

4 前項の規定により置かなければならない職員のうち、嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。

6 前項の規定により置かなければならない職員のうち、嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号八及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの職員の基準は、規則で定める。

（生活指導）

第53条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については、第46条第1項の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第54条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

(2) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

2 前項に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第55条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

（生活指導）

第56条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については、第46条第1項の規定を準用する。

第12章 情緒障害児短期治療施設

（設備の基準）

第57条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 前号の児童の居室は、男子と女子とを別にすること。

(3) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、規則で定める。

（職員）

第58条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項の医師は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 第1項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の職員の基準は、規則で定める。

（情緒障害児短期治療施設の長の資格等）

第59条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者

- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の長に関し必要な事項は、規則で定める。
(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第60条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われなければならない。

- 2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行われなければならない。

第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第61条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定する設備以外の設備については、第38条の規定を準用する。ただし、児童の居室は、男子と女子とを別にしなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、児童自立支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第62条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる児童自立支援施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かななければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かななければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、児童自立支援施設の職員の基準は、規則で定める。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第63条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習（規則で定めるものに限る。）の課程を修了した者）にあっては、3年以上）従事した者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の長に関し必要な事項は、規則で定める。

（児童自立支援専門員の資格）

第64条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童自立支援専門員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者
- (4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの
- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の資格を有すると認められる者（規則で定める者に限る。）であって、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

第65条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第66条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じ、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行われなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第43条（第2項を除く。）の規定を準用する。

第14章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

第67条 児童家庭支援センターにあつては、相談室を設けなければならない。

（職員）

第68条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かななければならない。

2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第69条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努

めるとともに、懇切を旨としなければならない。

- 2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
- 3 児童家庭支援センターは、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第15章 雑則

（委任）

第70条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（高等学校及び大学の範囲）
- 2 第30条第5号、第36条第2項第4号、第41条第8号及び第64条第7号にいう学校教育法に基づく高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含むものとし、第23条第4項、第28条第3項、第36条第2項第6号イ、第39条第4項、第41条第4号、第45条第10項、第58条第3項、第62条第4項及び第64条第4号にいう同法に基づく大学は、旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含むものとする。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に存する乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設（この条例の施行の日以後に改築されたものを除く。）で相談室を設けていないものにあつては、第21条第1項、第22条第1項又は第38条第1項第1号（第61条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、相談室を設けないことができる。
- 4 この条例の施行の際現に乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）附則第5条に規定する家庭支援専門相談員に相当する者をいう。）は、第23条第2項、第39条第2項又は第62条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設における家庭支援専門相談員とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者（児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）附則第2条に規定する乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者をいう。）については、第25条第1項、第29条第1項又は第40条第1項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の前に行われた法第35条第3項の規定による届出に係る母子生活支援施設若しくは保育所又は同条第4項の認可の申請に係る母子生活支援施設若しくは保育所に対する第33条第1項第2号（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル」とあるのは、「、同号の乳児室にあつては1.65平方メートル以上、同号のほふく室にあつては3.3平方メートル」とする。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第65号

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第4号中「1.65平方メートル」を「3.3平方メートル」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4項第4号の規定は、この条例の施行の日以後に行われた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項の申請に係る同法第3条第1項の幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）について適用し、同日前に行われた同法第4条第1項の申請に係る施設については、なお従前の例による。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第66号

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（基本方針等）

第2条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

第3条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（配置等の一般原則）

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第6条 婦人保護施設は、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（秘密保持等）

第7条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第8条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

（職員）

第9条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長の資格要件）

第10条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

（設備の基準）

第11条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 談話室を兼ねる集会室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前3項に定めるもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、規則で定める。

（自立の支援等）

第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行われなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

（保健衛生）

第13条 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具

の管理を適正に行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第67号

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第9条）

第2章 救護施設（第10条 - 第14条）

第3章 更生施設（第15条 - 第18条）

第4章 授産施設（第19条 - 第22条）

第5章 宿所提供施設（第23条 - 第26条）

第6章 医療保護施設（第27条）

第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、保護施設（法第38条第1項の救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設及び医療保護施設をいう。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、入所者又は利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者又は利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者でなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（秘密保持等）

第7条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第8条 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者又は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第9条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第2章 救護施設

（規模）

第10条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助（法第12条の生活扶助をいう。）を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね8割以上としなければならない。

（設備の基準）

第11条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室

- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前3項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、規則で定める。

（サテライト型施設の設備の基準）

第12条 サテライト型施設の設備の基準は、前条の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項に定めるもののほか、救護施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

（衛生管理等）

第14条 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 更生施設

（規模）

第15条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該更生施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね8割以上としなければならない。

（設備の基準）

第16条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項に定めるもののほか、更生施設の設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第17条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項に定めるもののほか、更生施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

(準用)

第18条 第11条第1項及び第2項並びに第14条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

(規模)

第19条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該授産施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね5割以上としなければならない。

(設備の基準)

第20条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項に定めるもののほか、授産施設の設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第21条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

(準用)

第22条 第14条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第5章 宿所提供施設

(規模)

第23条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該宿所提供施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね5割以上としなければならない。

(設備の基準)

第24条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合で

あって、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項に定めるもののほか、宿所提供施設の設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第25条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（準用）

第26条 第14条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

第6章 医療保護施設

（設備及び運営の基準）

第27条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に規定する設備及び運営に関する基準に従って、適切な運営を行わなければならない。

第7章 雑則

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、救護施設等の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（山形県立保護施設条例の一部改正）

2 山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法第39条第2項に規定する厚生労働省令」を「山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第67号）」に改める。

医療法施行条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第68号

医療法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、既存の病床数及び病院の開設の許可等の申請に係る病床数の補正等の基準、病院及び診療所の専属の薬剤師の配置に関する基準並びに病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において使用する用語の例による。

（既存病床数及び申請病床数の補正等の基準）

第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる基準に従い、補正を行うものとする。

(1) 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所その他規則で定める病院又は診療所の病床については、規則で定める数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

(3) 介護老人保健施設の入所定員については、規則で定める数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。

第4条 法第7条の2第5項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数については、規則で定める数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

（専属薬剤師の配置基準）

第5条 法第18条の規定により、病院及び医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならないものとする。

（病院の人員の基準）

第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 療養病床を有する病院の看護補助者
- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 療養病床を有する病院の理学療法士及び作業療法士

（病院の施設の基準）

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、療養病床を有する病院にあつては次に掲げる施設と、その他の病院にあつては第1号の施設とし、その構造設備は、規則で定める。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (2) 談話室（次号に掲げる施設と兼ねるものを含む。）
- (3) 食堂
- (4) 浴室

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とし、その構造設備は、規則で定める。

- (1) 談話室（次号に掲げる施設と兼ねるものを含む。）
- (2) 食堂
- (3) 浴室

（手数料）

第10条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 法第7条第1項の規定により病院の開設の許可を受けようとする者 41,000円
- (2) 法第7条第1項の規定により診療所の開設の許可を受けようとする者 18,000円

- (3) 法第7条第1項の規定により助産所の開設の許可を受けようとする者 11,000円
 - (4) 法第27条の規定により病院の検査を受けようとする者 43,000円（実地の検査を受けない場合にあっては、14,000円）
 - (5) 法第27条の規定により診療所の検査を受けようとする者 22,000円（実地の検査を受けない場合にあっては、7,300円）
 - (6) 法第27条の規定により助産所の検査を受けようとする者 16,000円（実地の検査を受けない場合にあっては、5,400円）
- 2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項各号に定める手数料を減免することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（山形県手数料条例の一部改正）
- 2 山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第156号から第161号までを次のように改める。
（156）から（161）まで 削除
（経過措置）
- 3 介護老人保健施設（規則で定める介護老人保健施設を除く。）の入所定員については、当分の間、第3条第3号及び第4条の規定は、適用しない。
- 4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第22条に規定する病院については、第7条第2号から第4号までの規定は、適用しない。
- 5 改正省令附則第24条に規定する診療所については、第9条の規定は、適用しない。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第69号

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備等の一般原則）

第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

（設備の専用）

第4条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第7条 軽費老人ホームは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第10条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けなければならないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前3項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第11条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に対するサービスの提供に支障がないと認められるものに限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 栄養士
- (5) 事務員
- (6) 調理員その他の職員

2 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び契約の締結）

第12条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所の申込みを行った者（以下「入所申込者」という。）又はその家族に対し、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

（入所者の要件）

第13条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（サービスの取扱方針）

第14条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（衛生管理等）

第15条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛

生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第16条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第17条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第18条 軽費老人ホームは、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過的軽費老人ホーム）

- 2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条の規定の適用を受けているもの（この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。以下「軽費老人ホームA型」という。）については、第2条から第19条までの規定にかかわらず、次項から第13項までに定めるところによる。

（軽費老人ホームA型に係る基本方針）

- 3 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

- 5 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（軽費老人ホームA型の規模）

- 6 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（軽費老人ホームA型の設備の基準）

- 7 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 8 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームA型の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、

火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

9 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

10 前3項に定めるもののほか、軽費老人ホームA型の設備の基準は、規則で定める。
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

11 軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に対するサービスの提供に支障がないと認められるものに限る。）にあっては第5号から第8号までに掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護師又は准看護師
- (5) 栄養士
- (6) 事務員
- (7) 医師
- (8) 調理員その他の職員

12 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームA型の職員の配置の基準は、規則で定める。
(準用)

13 第3条から第9条まで及び第12条から第19条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第70号

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老

人ホーム（同法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第7条 養護老人ホームは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（規模）

第10条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（設備の基準）

第11条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、

耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前3項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第12条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 支援員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項に定めるもののほか、養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（処遇の方針）

第13条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家

族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（衛生管理等）

第14条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第15条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第16条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条 養護老人ホームは、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホームの運営の基準は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 昭和62年3月8日以前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11条第3項第14号の規定は、当分の間適用しない。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第71号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第2条 - 第16条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第17条 - 第21条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第22条 - 第24条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第25条・第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホーム（同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第2条 特別養護老人ホーム（第17条第1項に規定するユニット型特別養護老人ホーム、第22条第1項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム及び第25条第1項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この章において同じ。）は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、できる限り、居宅における生活への復帰に資するよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員である場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

（運営規程）

第7条 特別養護老人ホームは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第8条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第10条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室の定員は、1室当たり4人以下とする。

5 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。
（処遇の方針）

第12条 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（衛生管理等）

第13条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第14条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第15条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第16条 特別養護老人ホームは、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第17条 ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及びこれらの居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の

日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる入所定員が30人以上の特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。）は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰に資するよう、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（運営規程）

第18条 ユニット型特別養護老人ホームは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（設備の基準）

第19条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

（サービスの取扱方針）

第20条 入居者に対するサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者に対するサービスの提供は、ユニット型特別養護老人ホームが特別な環境の下で私的な生活が営まれる施設であることを十分に認識し、当該入居者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行われなければならない。
- 4 入居者に対するサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、入居

者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（準用）

第21条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第11条及び第13条から第16条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準
（設備の基準）

第22条 地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（第25条第1項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）をいう。以下この章において同じ。）の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室の定員は、1室当たり4人以下とする。

5 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。
（職員の配置の基準）

第23条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（準用）

第24条 第2条から第9条まで及び第12条から第16条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（設備の基準）

第25条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

（準用）

第26条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第13条から第18条まで、第20条及び第23条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第6章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成12年3月31日以前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第10条第4項及び第22条第4項の規定を適用する場合には、第10条第4項及び第22条第4項中「4人以下」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 3 前項の場合において、昭和62年3月8日以前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物について前項の規定を適用するときは、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人以下」とする。
- 4 この条例の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている同項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定の更新（介護保険法第86条の2第1項に規定する指定の更新をいう。）までの間は、改正省令による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「改正前の省令」という。）第12条及び第43条から第53条までの規定の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に改正省令附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされている同項に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、施行日以後最初の指定の更新（介護保険法第78条の12において準用する第70条の2第1項に規定する指定の更新をいう。）までの間は、改正前の省令第56条及び第64条から第67条までの規定の例によることとすることができる。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第72号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条 - 第18条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第19条 - 第22条）

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針（第23条）

第2節 人員に関する基準（第24条・第25条）

第3節 設備に関する基準（第26条）

第4節 運営に関する基準（第27条 - 第31条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第32条 - 第35条）

第4章 訪問看護

第1節 基本方針（第36条）

第2節 人員に関する基準（第37条・第38条）

第3節 設備に関する基準（第39条）

第4節 運営に関する基準（第40条 - 第44条）

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針（第45条）

第2節 人員に関する基準（第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条 - 第52条）

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針（第53条）

第2節 人員に関する基準（第54条）

第3節 設備に関する基準（第55条）

第4節 運営に関する基準（第56条 - 第60条）

第7章 通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）

第3節 設備に関する基準（第64条）

第4節 運営に関する基準（第65条 - 第71条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針（第72条）

第2款 人員に関する基準（第73条・第74条）

第3款 設備に関する基準（第75条・第76条）

第4款 運営に関する基準（第77条 - 第81条）

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第82条 - 第85条）

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針（第86条）

第2節 人員に関する基準（第87条）

第3節 設備に関する基準（第88条）

第4節 運営に関する基準（第89条 - 第94条）

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針（第95条）

第2節 人員に関する基準（第96条・第97条）

第3節 設備に関する基準（第98条・第99条）

第4節 運営に関する基準（第100条 - 第104条）

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針（第105条）

第2款 人員に関する基準（第106条）

第3款 設備に関する基準（第107条・第108条）

第4款 運営に関する基準（第109条 - 第111条）

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第112条 - 第117条）

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針（第118条）

第2節 人員に関する基準（第119条）

第3節 設備に関する基準（第120条）

第4節 運営に関する基準（第121条 - 第124条）

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針（第125条）

第2款 人員に関する基準（第126条）

第3款 設備に関する基準（第127条）

第4款 運営に関する基準（第128条 - 第130条）

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第131条）

第2節 人員に関する基準（第132条・第133条）

第3節 設備に関する基準（第134条）

第4節 運営に関する基準（第135条 - 第140条）

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針（第141条）

第2款 人員に関する基準（第142条・第143条）

第3款 設備に関する基準（第144条）

第4款 運営に関する基準（第145条 - 第148条）

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針（第149条）

第2節 人員に関する基準（第150条・第151条）

第3節 設備に関する基準（第152条）

第4節 運営に関する基準（第153条 - 第158条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第159条・第160条）

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針（第161条）

第2節 人員に関する基準（第162条・第163条）

第3節 設備に関する基準（第164条）

第4節 運営に関する基準（第165条 - 第167条）

第14章 雑則（第168条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請者）

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者（法第8条第1項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等）

第6条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、訪問介護員等の基準は、規則で定める。

3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定訪問介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（指定訪問介護の基本取扱方針）

第11条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第12条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画（利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定訪問介護に係る計画をいう。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（運営規程）

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第14条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第15条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条第1号八及び二に規定する計画を含む。）の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（苦情への対応）

第16条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第17条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第18条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等）

第19条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、訪問介護員等の基準は、規則で定める。

3 基準該当訪問介護の事業及び基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第19条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第20条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第21条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業及び基準該当介護予防訪問介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第21条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第22条 第1節及び第4節の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第23条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第24条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

(2) 介護職員

2 前項に定めるもののほか、訪問入浴介護従業者の基準は、規則で定める。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第24条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第23条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第24条第1項及び第

2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、規則で定める員数の介護職員を置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第25条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第26条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第26条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第27条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第28条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
- (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。
- (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

（運営規程）

第29条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第30条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第31条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者）

第32条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護職員

(2) 介護職員

2 前項に定めるもののほか、訪問入浴介護従業者の基準は、規則で定める。

3 基準該当訪問入浴介護の事業及び基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第32条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、規則で定める員数の介護職員を置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第33条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第34条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業及び基準該当介護予防訪問入浴介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第34条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第35条 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第23条及び第27条から第30条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第36条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（看護師等）

第37条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業

所の種類の区分に応じ、当該各号に定める看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）次に掲げる看護師等

イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）指定訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項に定めるもののほか、看護師等の基準は、規則で定める。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第37条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第36条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第37条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項第4号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第1項及び第2項に規定する基準（第1項第1号ロに係るものを除く。）を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項及び第2項に規定する基準（同号ロに係るものを除く。）を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項及び第2項に規定する基準（第1項第1号ロに係るものを除く。）を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項及び第2項に規定する基準（同号ロに係るものを除く。）を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第38条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第39条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションに、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものと

する。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第39条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定訪問看護の基本取扱方針）

第40条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第41条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書（主治の医師の指示、利用者の希望及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定訪問看護に係る計画書をいう。）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (5) 指定訪問看護の提供に当たっては、特殊な看護等を行わないこと。

（運営規程）

第42条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第43条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第44条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第45条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第46条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第45条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第47条 指定訪問リハビリテーション事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画並びに指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えた病院、診療所又は介護老人保健施設でなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第48条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第49条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定訪問リハビリテーションに係る計画をいう。以下同じ。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）を作成するとともに、医師に報告すること。

（運営規程）

第50条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第51条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第52条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第53条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第54条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる居宅療養管理指導従業者
 - イ 医師又は歯科医師
 - ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第37条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項に定めるもののほか、居宅療養管理指導従業者の基準は、規則で定める。

3 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第54条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第53条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第54条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第55条 指定居宅療養管理指導事業所は、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有し、かつ、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等でなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を受け、かつ、指

定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第55条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第56条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第57条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、指定居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
 - (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は指定居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
 - (5) 前号に規定する指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
 - (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
 - (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。
- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。
- 3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。
- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者等に対する居宅サービ

ス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は指定居宅介護支援事業者等に報告すること。

（運営規程）

第58条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第59条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第60条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定居宅サービスに該当する通所介護（第72条第1項に規定する指定療養通所介護を除く。次節から第4節までにおいて「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第62条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）を置かななければならない。

(1) 生活相談員

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

(3) 介護職員

(4) 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、通所介護従業者の基準は、規則で定める。

3 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第61条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第63条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第64条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所に、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、指定通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を受け、かつ、指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定通所介護の基本取扱方針）

第65条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第66条 指定通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画（利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所介護に係る計画をいう。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するとともに、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

（運営規程）

第67条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第68条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第69条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第70条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定

通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第71条 第9条、第10条及び第15条から第17条までの規定は、指定通所介護の事業について準用する。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針

第72条 指定療養通所介護（指定居宅サービスに該当する通所介護であって、難病等を有する重度の要介護者又は末期のがん患者で、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者）

第73条 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、療養通所介護従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第74条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第75条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第76条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所に、指定療養通所介護を行うのに適切な専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、指定療養通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第77条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定療

養通所介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第78条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画（利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定療養通所介護に係る計画をいう。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。

（運営規程）

第79条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第80条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第81条 第10条、第15条から第17条まで、第65条、第68条及び第69条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者）

第82条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

- 2 前項に定めるもののほか、通所介護従業者の基準は、規則で定める。

- 3 基準該当通所介護の事業及び基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第72条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第83条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第84条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所に、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 基準該当通所介護の事業及び基準該当介護予防通所介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第85条 第9条、第10条、第15条から第17条まで、第61条及び第65条から第70条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第86条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第87条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員

2 前項に定めるもののほか、通所リハビリテーション従業者の基準は、規則で定める。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第76条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第88条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所に、指定通所リハビリテーションを行うのに適切な専用の部屋等を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定通所リハビリテーション事業所の設備の基準は、規則で定め

る。

- 3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第89条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第90条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画（利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所リハビリテーションに係る計画をいう。）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するとともに、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

（運営規程）

第91条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第92条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第93条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第94条 第9条、第10条、第15条から第17条まで及び第68条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

第95条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（第105条に規定するユニット型指定短期

入所生活介護を除く。次節から第4節までにおいて「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第96条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第85条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、短期入所生活介護従業者の基準は、規則で定める。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第86条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第97条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第98条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものには、この限りでない。

2 併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老

人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)の場合又は指定短期入所生活介護事業所及び第107条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第88条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第99条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所に、次に掲げる設備を設けるほか、指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、次に掲げる設備(第1号、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号に掲げる設備を除く。)を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(同項第1号の居室を除

く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

- 5 前条第1項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、第3項及び次項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第100条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定短期入所生活介護の利用の申込みを行った者(以下この条において「利用申込者」という。)又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第101条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画(利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護に係る計画をいう。)に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第102条 指定短期入所生活介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

(記録の整備)

第103条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第104条 第10条、第15条から第17条まで、第68条及び第69条の規定は、指定短期入所生活介護の

事業について準用する。

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針

第105条 ユニット型指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及びこれらの居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに、利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（準用）

第106条 第2節の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第107条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所に、次に掲げる設備を設けるほか、指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないとき

は、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（同項第1号のユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

- 5 第3項及び次項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第71号）第17条第1項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入居者に利用されていない居室を利用してユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつてはユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（同条例第25条第1項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入居者に利用されていない居室を利用してユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつてはユニット型地域密着型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第108条 第98条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第4款 運営に関する基準

（ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針）

- 第109条 ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - 3 ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行われなければならない。
 - 4 ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
 - 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第110条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第111条 第100条、第103条及び第104条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

（指定通所介護事業所等との併設）

第112条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者）

第113条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員又は看護職員
- (3) 栄養士
- (4) 機能訓練指導員
- (5) 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、短期入所生活介護従業者の基準は、規則で定める。

3 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第104条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第105条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第114条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（利用定員等）

第115条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第107条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する

基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第116条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所に、次に掲げる設備を設けるほか、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、次に掲げる設備（第1号の居室を除く。）を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

3 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第117条 第10条、第15条から第17条まで、第68条、第69条、第95条及び第100条から第103条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

第118条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（第125条に規定するユニット型指定短期入所療養介護を除く。次節から第4節までにおいて「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

- (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員
- 2 前項に定めるもののほか、短期入所療養介護従業者の基準は、規則で定める。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第111条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第110条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第111条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第120条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第75号）第16条第1項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第76号）第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 食堂、浴室及び機能訓練室を行うための場所を有するほか、規則で定める要件に適合すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第112条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第121条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画（指定短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所療養介護に係る計画をいう。）に基づき、漫然かつ画一的なもの

とならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第122条 指定短期入所療養介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第123条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第124条 第10条、第15条から第17条まで、第68条、第92条及び第100条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針

第125条 ユニット型指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及びこれらの療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（準用）

第126条 第119条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第127条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。

- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
 - (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第119条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針）

第128条 ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないように配慮して行われなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第129条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第130条 第123条及び第124条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第131条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（第141条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。以下この節から第4節までにおいて「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節から第4節までにおいて「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合においては、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第132条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師若しくは准看護師又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員
- (4) 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、特定施設従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第133条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第134条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設は、次に掲げる設備を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては第2号の一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては第6号の機能訓練室を設けないことができる。

- (1) 介護居室（指定特定施設入居者生活介護を提供するための専用の居室をいう。以下同じ。）
- (2) 一時介護室（一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）

- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 食堂
- (6) 機能訓練室

4 前3項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準は、規則で定める。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第125条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第128条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第135条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「入居申込者」という。）又はその家族に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（提供拒否の禁止等）

第136条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第137条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第138条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第139条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整

備しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第140条 第15条から第17条まで、第68条及び第69条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針

第141条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）のうち、指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者（当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この節において同じ。）の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下この節において「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託居宅サービス」という。）をいう。以下この節において同じ。）の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者）

第142条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

- 2 前項に定めるもののほか、外部サービス利用型特定施設従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第143条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

第144条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第1号の居室の面積が25平方メートル以上である場合には、第4号の食堂を設けないことができるものとする。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂

4 前3項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準は、規則で定める。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第137条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第137条第1項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第140条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第145条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「入居申込者」という。）又はその家族に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（運営規程）

第146条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第147条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第148条 第15条から第17条まで、第68条、第69条、第136条及び第137条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所」と読み替えるものとする。

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

第149条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事

業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員）

第150条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準は、規則で定める。

3 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受け、かつ、当該指定に係る事業及び指定福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第147条第1項及び第2項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第159条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第159条第1項及び第2項

(3) 第162条に規定する指定特定福祉用具販売事業者 第162条第1項及び第2項

（管理者）

第151条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第152条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第156条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する設備及び器材の基準は、規則で定める。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第146条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第149条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第153条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第154条 福祉用具専門相談員が行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画（利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定福祉用具貸与に係る計画をいう。）に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料（法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。）等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じること。

（運営規程）

第155条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第156条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（記録の整備）

第157条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第158条 第9条、第10条及び第15条から第17条までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員）

第159条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準は、規則で定める。

3 基準該当福祉用具貸与の事業及び基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第160条 第9条、第10条、第15条から第17条まで、第149条、第151条及び第152条から第157条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第161条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員）

第162条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準は、規則で定める。

3 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受け、かつ、当該指定に係る事業及び指定特定福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第147条第1項及び第2項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第159条第1項及び第2項

(3) 指定福祉用具貸与事業者 第150条第1項及び第2項

（管理者）

第163条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第164条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第158条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第161条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第165条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画（利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定特定福祉用具販売に係る計画をいう。）に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額（法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額をいう。以下同じ。）等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

（記録の整備）

第166条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、販売費用の額に関する記録その他利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第167条 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第153条及び第155条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第153条第2項中「福祉用具を貸与しなければ」とあるのは「特定福祉用具を販売しなければ」と、同条第3項中「指定福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定福祉用具販売の」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

（委任）

第168条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年3月31日以前から引き続き存する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、第9章第5節及び

- 第14章の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所が、第9章第5節及び第14章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 3 平成15年4月1日以前から引き続き存する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日において建築中のものであって、同日後に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「旧基準」という。）第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（平成23年8月31日以前から改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（第107条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）であって、同日後に旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなったものを含む。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定の更新（法第70条の2第1項に規定する指定の更新をいう。以下同じ。）までの間は、旧基準第140条の14から第140条の25までの規定の例によることができる。
- 4 平成17年9月30日以前から引き続き存する指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、第10章第5節及び第14章の規定にかかわらず、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所が、第10章第5節及び第14章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 5 平成17年10月1日以前から引き続き存する指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所（同日において建築中のものであって、同日後に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であって、旧基準第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの（平成23年8月31日以前から改修、改築又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所（第127条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日後に旧基準第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなったものを含む。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、旧基準第155条の13から第155条の23までの規定の例によることができる。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第73号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 介護予防訪問介護
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条 - 第16条）

- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第17条・第18条）
- 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第19条 - 第22条）
- 第3章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針（第23条）
 - 第2節 人員に関する基準（第24条・第25条）
 - 第3節 設備に関する基準（第26条）
 - 第4節 運営に関する基準（第27条 - 第29条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条・第31条）
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第32条 - 第35条）
- 第4章 介護予防訪問看護
 - 第1節 基本方針（第36条）
 - 第2節 人員に関する基準（第37条・第38条）
 - 第3節 設備に関する基準（第39条）
 - 第4節 運営に関する基準（第40条 - 第42条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第43条・第44条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション
 - 第1節 基本方針（第45条）
 - 第2節 人員に関する基準（第46条）
 - 第3節 設備に関する基準（第47条）
 - 第4節 運営に関する基準（第48条 - 第50条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第51条・第52条）
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導
 - 第1節 基本方針（第53条）
 - 第2節 人員に関する基準（第54条）
 - 第3節 設備に関する基準（第55条）
 - 第4節 運営に関する基準（第56条 - 第58条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第59条・第60条）
- 第7章 介護予防通所介護
 - 第1節 基本方針（第61条）
 - 第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）
 - 第3節 設備に関する基準（第64条）
 - 第4節 運営に関する基準（第65条 - 第69条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第70条・第71条）
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第72条 - 第75条）
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション
 - 第1節 基本方針（第76条）
 - 第2節 人員に関する基準（第77条）
 - 第3節 設備に関する基準（第78条）
 - 第4節 運営に関する基準（第79条 - 第82条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第83条・第84条）
- 第9章 介護予防短期入所生活介護
 - 第1節 基本方針（第85条）
 - 第2節 人員に関する基準（第86条・第87条）
 - 第3節 設備に関する基準（第88条・第89条）
 - 第4節 運営に関する基準（第90条 - 第94条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運

営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 基本方針（第97条）

第2款 人員に関する基準（第98条）

第3款 設備に関する基準（第99条・第100条）

第4款 運営に関する基準（第101条・第102条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第103条）

第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第104条 - 第109条）

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針（第110条）

第2節 人員に関する基準（第111条）

第3節 設備に関する基準（第112条）

第4節 運営に関する基準（第113条 - 第116条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第117条・第118条）

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 基本方針（第119条）

第2款 人員に関する基準（第120条）

第3款 設備に関する基準（第121条）

第4款 運営に関する基準（第122条・第123条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第124条）

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第125条）

第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）

第3節 設備に関する基準（第128条）

第4節 運営に関する基準（第129条 - 第134条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第135条・第136条）

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 基本方針（第137条）

第2款 人員に関する基準（第138条・第139条）

第3款 設備に関する基準（第140条）

第4款 運営に関する基準（第141条 - 第144条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第145条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針（第146条）

第2節 人員に関する基準（第147条・第148条）

第3節 設備に関する基準（第149条）

第4節 運営に関する基準（第150条 - 第153条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第154条・第155条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第156条・第157条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第158条）

第2節 人員に関する基準（第159条・第160条）

第3節 設備に関する基準（第161条）

第4節 運営に関する基準（第162条・第163条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第164条・第165条）

第14章 雑則（第166条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請者）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等）

第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、訪問介護員等の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業及び指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他

の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定介護予防訪問介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

（運営規程）

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第13条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議（保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（苦情への対応）

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護の基本取扱方針）

第17条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

第18条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（訪問介護員等）

第19条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、訪問介護員等の基準は、規則で定める。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業及び基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第19条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第20条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第21条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業及び基準該当訪問介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第21条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

すことができる。

（準用）

第22条 第1節、第4節及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

第23条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第24条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

(2) 介護職員

2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問入浴介護従業者の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第24条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第23条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第24条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第26条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第26条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第27条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第28条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日か

ら5年間保存しなければならない。

（準用）

第29条 第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針）

第30条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第31条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第23条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者）

第32条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護職員

(2) 介護職員

- 2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問入浴介護従業者の基準は、規則で定める。
- 3 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業及び基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第32条第1項の基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第33条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第34条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業及び基準該当訪問入浴介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第34条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているも

のとみなすことができる。

（準用）

第35条 第9条、第10条、第12条から第15条まで、第23条、第27条、第28条、第30条及び第31条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第36条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（看護師等）

第37条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次に掲げる看護師等

イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項に定めるもののほか、看護師等の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第37条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業及び指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第36条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第37条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第38条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第39条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションに、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用

の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第39条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第40条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第41条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第42条 第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）

第43条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第44条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第36条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第45条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第46条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第46条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第45条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第47条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画並びに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えた病院、診療所又は介護老人保健施設でなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第47条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第48条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第49条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第50条 第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第51条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第52条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第53条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第54条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者

イ 医師又は歯科医師

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第37条第1項第1号の指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項に定めるもののほか、介護予防居宅療養管理指導従業者の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第54条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第53条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第54条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第55条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有し、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等でなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を受け、かつ、指

定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第55条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第56条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第57条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第58条 第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第59条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第60条 介護予防居宅療養管理指導従業者の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第53条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第62条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 生活相談員

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

(3) 介護職員

(4) 機能訓練指導員

- 2 前項に定めるもののほか、介護予防通所介護従業者の基準は、規則で定める。
- 3 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業及び指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第63条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第64条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所に、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定介護予防通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第65条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第66条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第67条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第68条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第69条 第9条、第10条及び第13条から第15条までの規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防通所介護の基本取扱方針）

第70条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防通所介護の具体的取扱方針）

第71条 指定介護予防通所介護の方針は、第61条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者）

第72条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

- 2 前項に定めるもののほか、介護予防通所介護従業者の基準は、規則で定める。
- 3 基準該当介護予防通所介護の事業及び基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第73条 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第74条 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護事業所に、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当介護予防通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 基準該当介護予防通所介護の事業及び基準該当通所介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第84条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第75条 第9条、第10条、第13条から第15条まで、第61条、第65条から第68条まで、第70条及び第71条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第76条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第77条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員

2 前項に定めるもののほか、介護予防通所リハビリテーション従業者の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第86条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第87条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第78条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所に、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのに適切な専用の部屋等を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第88条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第79条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事

業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第80条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第81条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第82条 第9条、第10条、第13条から第15条まで及び第66条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第83条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第84条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第76条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

第85条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（第97条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を除く。次節から第5節までにおいて「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第86条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事

業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第95条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所生活介護従業者の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第96条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第87条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第88条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、この限りでない。

2 併設事業所(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。))、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所及び第99条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員

の総数が20人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第98条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第89条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所に、次に掲げる設備を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、次に掲げる設備（第1号、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号に掲げる設備を除く。）を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（同項第1号の居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

- 5 前条第1項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、第3項及び次項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第99条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第90条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第91条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第92条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第93条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第94条 第10条、第13条から第15条まで、第66条及び第67条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）

第95条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利

用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針）

第96条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第85条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 基本方針

第97条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及びこれらの居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（準用）

第98条 第2節の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第99条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に、次に掲げる設備を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であっ

て、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（同項第1号のユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

- 5 第3項及び次項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第71号）第17条第1項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入居者に利用されていない居室を利用してユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつてはユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（同条例第25条第1項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入居者に利用されていない居室を利用してユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつてはユニット型地域密着型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第107条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第105条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第107条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第100条 第88条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第4款 運営に関する基準

（運営規程）

第101条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第102条 第90条、第91条、第93条及び第94条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（準用）

第103条 前節の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第96条中「第85条」とあるのは「次条」と、「前条」とあるのは「第103条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（指定介護予防通所介護事業所等との併設）

第104条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者）

第105条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員又は看護職員
- (3) 栄養士
- (4) 機能訓練指導員
- (5) 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所生活介護従業者の基準は、規則で定める。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第112条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第113条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第106条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（利用定員等）

第107条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第115条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第108条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に、次に掲げる設備を設けるほか、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、次に掲げる設備（第1号の居室を除く。）を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第116条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第109条 第10条、第13条から第15条まで、第66条、第67条、第85条、第90条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第96条中「第85条」とあるのは「第109条において準用する第85条」と、「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針

第110条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（第119条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護を除く。次節から第5節までにおいて「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看

護職員又は介護職員

- 2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所療養介護従業者の基準は、規則で定める。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第118条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第119条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第112条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第75号）第16条第1項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第76号）第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
 - (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 食堂、浴室及び機能訓練を行うための場所を有するほか、規則で定める要件に適合すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第120条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（身体的拘束等の禁止）

第113条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第114条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第115条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を

整備しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第116条 第10条、第13条から第15条まで、第66条、第80条及び第90条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針）

第117条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針）

第118条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第110条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 基本方針

第119条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及びこれらの療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（準用）

第120条 第111条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第121条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するもの

に限る。)を有すること。

- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第125条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（運営規程）

第122条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第123条 第113条、第115条及び第116条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（準用）

第124条 前節の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第118条中「第110条」とあるのは「第119条」と、「前条」とあるのは「第124条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第125条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（第137条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この節から第5節までにおいて「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節から第5節までにおいて「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。次節から第5節までにおいて同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合においては、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第126条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師、准看護師又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員
- (4) 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、介護予防特定施設従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第127条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第128条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、次に掲げる設備を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては第2号の一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては第6号の機能訓練室を設けないことができる。

- (1) 介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための専用の居室をいう。以下同じ。）
- (2) 一時介護室（一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 食堂
- (6) 機能訓練室

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準は、規則で定める。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第131条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第129条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「入居申込者」という。）又はその家族に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契

約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（提供拒否の禁止等）

第130条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

（身体的拘束等の禁止）

第131条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第132条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第133条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第134条 第13条から第15条まで、第66条及び第67条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）

第135条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に

参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

第136条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第125条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 基本方針

第137条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）のうち、指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この節において同じ。）の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下この節において同じ。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者）

第138条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第139条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

第140条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第1号の居室の面積が25平方メートル以上である場合には、第4号の食堂を設けないことができるものとする。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準は、規則で定める。

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第141条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第141条第1項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第144条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第141条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用の申込みを行った者（以下この条において「入居申込者」という。）又はその家族に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

（運営規程）

第142条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（記録の整備）

第143条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第144条 第13条から第15条まで、第66条、第67条、第130条及び第131条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第2項中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは、「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（準用）

第145条 前節の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業につい

て準用する。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

第146条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員）

第147条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受け、かつ、当該指定に係る事業及び指定介護予防福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第150条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第150条第1項及び第2項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第162条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第162条第1項及び第2項

(3) 第159条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第159条第1項及び第2項
（管理者）

第148条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第149条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第151条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する設備及び器材の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第149条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第152条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第150条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第151条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（記録の整備）

第152条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第153条 第9条、第10条及び第13条から第15条までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針）

第154条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第155条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第146条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員）

第156条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準は、規則で定める。

3 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業及び基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第159条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。）の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第157条 第9条、第10条、第13条から第15条まで、第146条、第148条から第152条まで、第154条及び第155条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

第158条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者ができる限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員）

第159条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準は、規則で定める。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受け、かつ、当該指定に係る事業及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第150条第1項及び第2項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第162条第1項及び第2項

(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第147条第1項及び第2項

（管理者）

第160条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第161条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業及び指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準条例第161条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第164条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（記録の整備）

第162条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、法第56条第3項に規定する現に当該福祉用具の購入に要した費用の額に関する記録その他利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第163条 第9条、第10条、第12条から第15条まで及び第150条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）

第164条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第165条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、第158条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第14章 雑則

（委任）

第166条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成23年8月31日以前から引き続き存する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧基準」という。）第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（同日以前から改修、改築又は増築中の平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日後に旧基準第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に該当することとなったものを含む。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定の更新（法第115条の11において準用する法第70条の2第1項に規定する指定の更新をいう。以下同じ。）までの間は、旧基準第165条から第178条までの規定の例によることができる。
- 3 平成23年8月31日以前から引き続き存する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「平成23年前指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であって、旧基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもの（同日以前から改修、改築又は増築中の平成23年前指定介護予防短期入所療

養介護事業所であって、同日後に旧基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなったものを含む。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、旧基準第216条から第229条までの規定の例によることができる。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第74号

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員、設備及び運営に関する基準（第3条 - 第15条）

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（第16条 - 第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

第2章 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第3条 指定介護老人福祉施設（第16条第1項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。）は、施設サービス計画（法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、できる限り、居宅における生活への復帰に資するよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者等）

第4条 指定介護老人福祉施設には、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 介護支援専門員

2 前項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の従業者の基準は、規則で定める。
（設備）

第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 浴室
- (4) 洗面設備
- (5) 便所
- (6) 医務室
- (7) 食堂及び機能訓練室
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第1号の居室の定員は、1室当たり4人以下とする。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の設備の基準は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、指定介護福祉施設サービスの利用の申込みを行った者（以下この条において「入所申込者」という。）又はその家族に対し、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第7条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第8条 指定介護老人福祉施設は、入所者の要介護状態（法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第9条 指定介護老人福祉施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第10条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第12条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第13条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第14条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第15条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設介護サービス費（法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。）等の請求に関する記録その他入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第16条 ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及びこれらの居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰に資するよう、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又

は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（設備）

第17条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第18条 指定介護福祉施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第19条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第20条 第4条、第6条、第7条及び第10条から第15条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年3月31日以前から引き続き存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含

- み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第5条第3項の規定を適用する場合には、同項中「4人以下」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 3 前項の場合において、昭和62年3月8日以前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物について前項の規定を適用するときは、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人以下」とする。
- 4 平成15年3月31日以前から引き続き法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、第3章及び第4章の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が第3章及び第4章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 5 この条例の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることができることとされている同項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新（法第86条の2第1項に規定する指定の更新をいう。）までの間は、同令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条及び第50条から第61条までの規定の例によることができる。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第75号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第2条 - 第15条）

第3章 ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第16条 - 第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設（法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（基本方針）

第2条 介護老人保健施設（第16条第1項に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章において同じ。）は、施設サービス計画（法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービス（法第8条第27項に規定する介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）の提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第3条 介護老人保健施設は、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 薬剤師
- (2) 准看護師又は介護職員
- (3) 支援相談員
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (5) 栄養士
- (6) 介護支援専門員
- (7) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、介護老人保健施設の従業者の基準は、規則で定める。

（施設）

第4条 介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第8号から第10号までに掲げる施設を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、介護老人保健施設の施設の基準は、規則で定める。

（構造設備の基準）

第5条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物

をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、規則で定める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、介護保健施設サービスの利用の申込みを行った者(以下この条において「入所申込者」という。)又はその家族に対し、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第7条 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第8条 介護老人保健施設は、入所者の要介護状態(法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。)の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第9条 介護老人保健施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

(非常災害対策)

第10条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第11条 介護老人保健施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第12条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第13条 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第14条 介護老人保健施設は、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第15条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。

2 介護老人保健施設は、施設介護サービス費（法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。）等の請求に関する記録その他入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（基本方針）

第16条 ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及びこれらの療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰に資するよう、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（施設）

第17条 ユニット型介護老人保健施設は、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、第4号から第6号までに掲げる施設を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる

施設（第1号のユニットを除く。）を有しないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、規則で定める。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第18条 介護保健施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第19条 ユニット型介護老人保健施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第20条 第3条、第6条、第7条及び第10条から第15条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者（法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所又は入居をさせるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項の規定は、適用しない。
- 3 平成17年9月30日以前から引き続き法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、第3章及び第4章の規定にかかわらず、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、第3章及び第4章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第76号

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 人員、設備及び運営に関する基準（第2条 - 第16条）

第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（第17条 - 第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設（法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第2条 指定介護療養型医療施設（第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この章において同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする要介護者（法第7条第3

項に規定する要介護者をいう。)に対し、施設サービス計画（法第8条第23項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービス（法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）の提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（法第8条第21項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設（同条第22項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 栄養士
- (4) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）
- (5) 介護職員
- (6) 理学療法士
- (7) 作業療法士
- (8) 介護支援専門員

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 看護職員
- (3) 介護職員
- (4) 介護支援専門員

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 栄養士
- (4) 看護職員
- (5) 介護職員
- (6) 作業療法士
- (7) 精神保健福祉士又はこれに準ずる者
- (8) 介護支援専門員

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設及び第17条第1項に規定するユニット型指

定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者の基準は、規則で定める。
（設備）

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、病室、機能訓練室及び談話室のほか、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、病室、機能訓練室及び談話室のほか、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第6条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、病室のほか、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、当該患者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第9条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の要介護状態（法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第10条 指定介護療養型医療施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第11条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第12条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水に

ついて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第13条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第14条 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第15条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第16条 指定介護療養型医療施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、施設介護サービス費（法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。）等の請求に関する記録その他入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第17条 ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰に資するよう、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（設備）

第18条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、機能訓練室のほか、ユニット及び浴室を設けなければならない。

- 2 前項に規定する機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第19条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、機能訓練室のほか、ユニット及び浴室を設けなければならない。

2 前項に規定する機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第20条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）には、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を設けなければならない。

2 前項に規定する生活機能回復訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第21条 指定介護療養施設サービスは、入院患者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第22条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（準用）

第23条 第3条、第7条、第8条及び第11条から第16条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。

第4章 雑則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第77号

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年10月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第78号

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年10月県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第79号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条 - 第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条 - 第25条）

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第26条 - 第31条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第32条）

第2節 人員に関する基準（第33条・第34条）

第3節 設備に関する基準（第35条）

第4節 運営に関する基準（第36条 - 第38条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第39条）

第2節 人員に関する基準（第40条・第41条）

第3節 設備に関する基準（第42条）

第4節 運営に関する基準（第43条・第44条）

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第45条 - 第47条）

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第48条）

第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）

第3節 設備に関する基準（第51条）

第4節 運営に関する基準（第52条・第53条）

第6章 多機能型事業所に関する特例（第54条 - 第56条）

第7章 雑則（第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「多機能型事業所」とは、第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）第36条に規定する指定生活介護の事業、同条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第83条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいい、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

（申請者）

第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなら

ない。

- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

- 第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

- 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。
 - (1) 嘱託医
 - (2) 看護師
 - (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士
 - (4) 機能訓練担当職員
 - (5) 児童発達支援管理責任者
- 4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

- 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員及び保育士
- (3) 栄養士
- (4) 調理員
- (5) 児童発達支援管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 言語聴覚士
 - (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 看護師
- (2) 機能訓練担当職員

5 前各項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合における従業者の基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（利用定員）

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではなら

ない。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第15条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画（指定児童発達支援に係る通所支援計画をいう。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかななければならない。

（非常災害対策）

第17条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第18条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第20条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第21条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第22条 指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第23条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第24条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第25条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する記録その他規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

第5節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者）

第26条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

（設備）

第27条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。

（利用定員）

第28条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

第29条 第5条、第8条及び前節（第12条及び第21条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第30条 規則で定める要件を満たした指定生活介護事業者（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同条例第36条に規定する指定生活介護をいう。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

（指定通所介護事業所に関する特例）

第31条 規則で定める要件を満たした指定通所介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例第61条に規定する指定通所介護をいう。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第32条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第33条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

（準用）

第34条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第35条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号の設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

3 前2項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（利用定員）

第36条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（運営規程）

第37条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかなければならない。

（準用）

第38条 第13条から第15条まで及び第17条から第25条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第39条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、並びに社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第40条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定放課後等デイサービス事業所の人員の基準は、規則で定める。

（準用）

第41条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第42条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、指定放課後等デイサービスの設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（利用定員）

第43条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

第44条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第37条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者）

第45条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、基準該当放課後等デイサービス事業所の人員の基準は、規則で定める。

（設備）

第46条 基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供す

るものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当放課後等デイサービス事業所の設備の基準は、規則で定める。

（準用）

第47条 第8条、第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条から第25条まで、第30条、第31条、第37条、第39条及び第43条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第48条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第49条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

（準用）

第50条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第49条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第51条 指定保育所等訪問支援事業所にあつては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第52条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかななければならない。

（準用）

第53条 第13条から第15条まで、第18条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第6章 多機能型事業所に関する特例

（人員に関する特例）

第54条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第33条、第40条並びに第49条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第33条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」とい

う。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第40条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第49条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 前項に定めるもののほか、多機能型事業所の人員の基準は、規則で定める。

（設備に関する特例）

第55条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第56条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。）につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第7章 雑則

（委任）

第57条 この条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業等の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者であって、規則で定めるものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第40条第1項第2号及び第2項の規定は適用しない。

3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中

「言語聴覚士」とあるのは、「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）」とする。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第80号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（第5条 - 第19条）

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（第20条 - 第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち福祉型障害児入所施設であるものをいう。

(2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。

（申請者）

第3条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

（従業者）

第5条 指定福祉型障害児入所施設は、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設又は主として盲ろうあ児（盲児又はろうあ児をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第2号の看護師を、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 看護師

(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

(4) 栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の人員の基準は、規則で定める。

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援及び施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合は、山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号。以下「指定障害者支援施設条例」という。）第5条に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第6条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものには医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものには医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第1項及び前項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するもの

でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び前項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

4 前3項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。

5 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害者支援施設条例第9条に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（指定入所支援の取扱方針）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清拭しなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第14条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第15条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第16条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の請求に関する記録その他規則で定める記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

（従業者）

第20条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員及び保育士
- (3) 心理指導を担当する職員
- (4) 理学療法士又は作業療法士
- (5) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者の基準は、規則で定める。

- 4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援及び療養介護を同一の施設において一体的に提供している場合は、山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第26条に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第21条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備
 - (2) 訓練室及び浴室
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢及び装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。
- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢及び装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 第1項各号及び前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び前項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援及び療養介護を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害福祉サービス条例第28条に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第22条 第7条から第19条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

第4章 雑則

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第81号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条 - 第8条）

- 第3節 設備に関する基準（第9条）
- 第4節 運営に関する基準（第10条 - 第20条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第21条 - 第24条）
- 第3章 療養介護
 - 第1節 基本方針（第25条）
 - 第2節 人員に関する基準（第26条・第27条）
 - 第3節 設備に関する基準（第28条）
 - 第4節 運営に関する基準（第29条 - 第35条）
- 第4章 生活介護
 - 第1節 基本方針（第36条）
 - 第2節 人員に関する基準（第37条 - 第39条）
 - 第3節 設備に関する基準（第40条）
 - 第4節 運営に関する基準（第41条 - 第43条）
 - 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条・第45条）
- 第5章 短期入所
 - 第1節 基本方針（第46条）
 - 第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）
 - 第3節 設備に関する基準（第49条）
 - 第4節 運営に関する基準（第50条 - 第52条）
 - 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第53条）
- 第6章 重度障害者等包括支援
 - 第1節 基本方針（第54条）
 - 第2節 人員に関する基準（第55条・第56条）
 - 第3節 設備に関する基準（第57条）
 - 第4節 運営に関する基準（第58条 - 第62条）
- 第7章 共同生活介護
 - 第1節 基本方針（第63条）
 - 第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）
 - 第3節 設備に関する基準（第66条）
 - 第4節 運営に関する基準（第67条 - 第69条）
- 第8章 自立訓練（機能訓練）
 - 第1節 基本方針（第70条）
 - 第2節 人員に関する基準（第71条・第72条）
 - 第3節 設備に関する基準（第73条）
 - 第4節 運営に関する基準（第74条）
 - 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第75条）
- 第9章 自立訓練（生活訓練）
 - 第1節 基本方針（第76条）
 - 第2節 人員に関する基準（第77条・第78条）
 - 第3節 設備に関する基準（第79条）
 - 第4節 運営に関する基準（第80条・第81条）
 - 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第82条）
- 第10章 就労移行支援
 - 第1節 基本方針（第83条）
 - 第2節 人員に関する基準（第84条 - 第86条）
 - 第3節 設備に関する基準（第87条・第88条）
 - 第4節 運営に関する基準（第89条）

第11章 就労継続支援A型

- 第1節 基本方針（第90条）
- 第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）
- 第3節 設備に関する基準（第93条）
- 第4節 運営に関する基準（第94条・第95条）

第12章 就労継続支援B型

- 第1節 基本方針（第96条）
- 第2節 人員に関する基準（第97条）
- 第3節 設備に関する基準（第98条）
- 第4節 運営に関する基準（第99条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第100条 - 第102条）

第13章 共同生活援助

- 第1節 基本方針（第103条）
- 第2節 人員に関する基準（第104条・第105条）
- 第3節 設備に関する基準（第106条）
- 第4節 運営に関する基準（第107条）

第14章 多機能型に関する特例（第108条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第109条）

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条 - 第114条）

第17章 雑則（第115条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 自立訓練（機能訓練） 自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。
- (3) 自立訓練（生活訓練） 自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。
- (4) 指定宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。
- (5) 認定指定就労移行支援事業所 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業を行う事業所をいう。
- (6) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。
- (7) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供、生産活動等就労に必要

な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。

- (8) 多機能型 第36条に規定する指定生活介護の事業、第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第83条に規定する指定就労移行支援の事業、第90条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第96条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（申請者）

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院（以下「病院」という。）又は同法に規定する診療所（以下「診療所」という。）により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度訪問介護」という。）の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定同行援護」という。）の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ

及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定行動援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに、指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定める従業者（以下この節及び第4節において「従業者」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、指定居宅介護事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第8条 前2条の規定は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第9条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の規定は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った支給決定障害者等（以下この条において「利用申込者」という。）に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第11条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第12条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第13条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うこと。

(3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（運営規程）

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第15条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第16条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第17条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第18条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村（特別区を含む。）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第19条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定居宅介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第20条 第10条から前条までの規定は、指定重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「重度訪問介護計画」と読み替えるものとする。

2 第10条から前条までの規定は、指定同行援護の事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「同行援護計画」と読み替えるものとする。

3 第10条から前条までの規定は、指定行動援護の事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「行動援護計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者）

第21条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」と

いう。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに、従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として規則で定める者をいう。次項において同じ。)を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、基準該当居宅介護事業所の従業者の基準は、規則で定める。

(管理者)

第22条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第23条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(運営に関する基準)

第24条 第5条第1項及び前節(第20条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当居宅介護計画」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項、前節(第20条を除く。)及び第21条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当重度訪問介護計画」と読み替えるものとする。

3 第5条第3項、前節(第20条を除く。)及び第21条から前条までの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当同行援護計画」と読み替えるものとする。

4 第5条第4項、前節(第20条を除く。)及び第21条から前条までの規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当行動援護計画」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第25条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものに対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第26条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)

(3) 生活支援員

(4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。)

2 前項に定めるもののほか、指定療養介護事業所の従業者の基準は、規則で定める。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条

第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第28条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第28条第3項において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合は、山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号。第28条第3項において「指定障害児入所施設基準条例」という。）第20条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 4 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第27条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第28条 指定療養介護事業所は、病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設基準条例第21条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定療養介護の取扱方針）

第29条 指定療養介護事業者は、療養介護計画（指定療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第30条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第31条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第32条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第33条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（記録の整備）

第34条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第35条 第10条、第11条及び第16条から第18条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第36条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものに対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第37条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定生活介護事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第38条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合における従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第39条 第27条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第40条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
 - (2) 相談室
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 多目的室
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 2 前項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
 - 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、指定生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第41条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（衛生管理等）

第42条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（準用）

第43条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第33条及び第34条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「生活介護計画（指定生活介護）」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第44条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第110条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

- (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第45条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（同項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合

において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第46条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第47条 法第5条第8項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合における当該施設及び併設事業所の従業者の基準は、規則で定める。

- 2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）の従業者の基準は、規則で定める。
- 3 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）ごとに、規則で定めるところにより、生活支援員を置かなければならない。

（準用）

第48条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第49条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この条において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を備えることで足りるものとする。
- 4 指定短期入所事業者は、単独型事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 浴室

(4) 洗面所

(5) 便所

(6) 前各号に定めるもののほか、運営上必要な設備

5 前各項に定めるもののほか、指定短期入所事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（指定短期入所の取扱方針）

第50条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第51条 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（準用）

第52条 第10条、第11条、第16条から第19条まで、第31条、第33条及び第42条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第53条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を通いサービスの利用定員の3分の1に相当する人数以上9人以下とすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第54条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第55条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第104条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第58条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下こ

の章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者(指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として規則で定める者をいう。)を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定重度障害者等包括支援事業所の従業員の基準は、規則で定める。

(準用)

第56条 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第57条 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第58条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第59条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第83号)又は山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第84号)で定める基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例で定める基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第60条 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス利用計画(利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画をいう。)に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業員は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第61条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

(準用)

第62条 第10条、第11条及び第15条から第19条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第63条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当

該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第64条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定共同生活介護事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第65条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第66条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設と共同生活住居が同一敷地内にあることが、支援上必要であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、指定共同生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（指定共同生活介護の取扱方針）

第67条 指定共同生活介護事業者は、共同生活介護計画（指定共同生活介護に係る個別支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の支援に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第68条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（準用）

第69条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第31条、第33条、第34条及び第42条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第70条 自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障害者（障害児を除く。）に対して、1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第71条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第72条 第27条及び第38条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第73条 第40条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（準用）

第74条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第33条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画（指定自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第75条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第110条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針

第76条 指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間にわたる医療機関への入院その他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第77条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」と

いう。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 生活支援員
- (2) 地域移行支援員(指定宿泊型自立訓練を行う場合に限る。)
- (3) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者の基準は、規則で定める。

(準用)

第78条 第27条及び第38条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第79条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に定めるもののほか、運営上必要な設備

2 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けるものとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項第1号の訓練・作業室を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第80条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第81条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第33条、第41条及び第42条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画(指定療養介護)」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画(指定自立訓練(生活訓練))」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第82条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第110条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと

等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第83条 指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として便宜を供与する場合にあっては、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第84条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) 就労支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定就労移行支援事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者）

第85条 前条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所において指定就労移行支援の事業を行う場合は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、認定指定就労移行支援事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第86条 第27条及び第38条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第38条の規定は、適用しない。

第3節 設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備）

第87条 次条において準用する第40条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所において指定就労移行支援の事業を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

（準用）

第88条 第40条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（準用）

第89条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第33条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「就労移行支援計画（指定就労移行支援）」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第90条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら通常の

事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第91条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第92条 第27条及び第38条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第93条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に定めるもののほか、運営上必要な設備

2 前項第1号の訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項各号に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第94条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら同法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（準用）

第95条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第33条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「就労継続支援A型計画（指定就労継続支援A型）」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第96条 就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のた

めに必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（準用）

第97条 第27条、第38条及び第91条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第98条 第93条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（準用）

第99条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第33条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「就労継続支援B型計画（指定就労支援B型）」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（実施主体等）

第100条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第110条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を営業者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第67号）第21条に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する授産施設として必要とされる設備を備えなければならない。

（運営規程）

第101条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（準用）

第102条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第27条、第29条、第31条、第33条、第34条、第42条及び第96条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画（基準該当就労継続支援B型）」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針

第103条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第104条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定共同生活援助事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第105条 第65条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第106条 第66条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（準用）

第107条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第31条、第33条、第34条、第42条、第67条及び第68条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第14章 多機能型に関する特例

第108条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業を行う者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第33条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第40条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）の従業者に関する特例については、規則で定める。

2 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

第109条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の従業者、設備等に関する特例については、規則で定める。

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第110条 離島その他の地域のうち将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして規則で定める地域であって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第114条までに定めるもののほか、規則で定める。

（従業者）

第111条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
- (2) 看護職員（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- (3) 理学療法士又は作業療法士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対する日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機

能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4) 生活支援員

(5) 職業指導員(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)

(6) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業員の基準は、規則で定める。

(管理者)

第112条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

第113条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第114条 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第29条、第31条、第34条、第40条及び第41条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第16条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第29条第1項中「療養介護計画(指定療養介護)」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当障害福祉サービス)」と読み替えるものとする。

2 第33条、第36条及び第42条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、第36条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第33条、第42条及び第70条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第70条中「自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と読み替えるものとする。

4 第33条、第42条及び第76条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第76条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第33条、第42条及び第96条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第96条中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

第17章 雑則

(委任)

第115条 この条例に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業等の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（地域移行型ホームの特例）
- 2 この条例の施行の日の前日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活介護の事業等を行っている者（規則で定める者に限る。）については、第66条第1項（第106条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、同日後においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間）
- 3 地域移行型ホーム（指定共同生活介護の事業等を行う事業所で規則で定めるものをいう。以下同じ。）において指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を提供してはならない。
（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針）
- 4 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。
（身体障害者授産施設等に関する経過措置）
- 5 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものにおいて、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第28条第1項、第40条第1項第5号（第73条及び第88条において準用する場合を含む。）、第79条第1項第5号又は第93条第1項第5号（第98条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第82号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- (3) 自立訓練（機能訓練） 自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。
- (4) 自立訓練（生活訓練） 自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。
- (5) 認定指定障害者支援施設 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設をいう。
- (6) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。

（申請者）

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設の一般原則）

第4条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（従業者）

第5条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。

- (1) 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者
 - イ 医師
 - ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ハ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。）
- (2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次に掲げる従業者
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ロ サービス管理責任者
- (3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合 次に掲げる従業者

イ 生活支援員

ロ サービス管理責任者

(4) 就労移行支援を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める従業者

イ 指定障害者支援施設（認定指定障害者支援施設を除く。）において行う場合 次に掲げる従業者

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(ロ) 就労支援員

(ハ) サービス管理責任者

ロ 認定指定障害者支援施設において行う場合 次に掲げる従業者

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(ロ) サービス管理責任者

(5) 就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる従業者

イ 職業指導員及び生活支援員

ロ サービス管理責任者

(6) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる従業者

イ 生活支援員

ロ サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の従業者の基準は、規則で定める。

（管理者）

第6条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第7条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス及び指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。同条において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合は、山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号。同条において「指定障害児入所施設基準条例」という。）第5条に規定する人員の基準を満たすことをもって、第5条に規定する基準（同条第1項第1号及び第6号に係るものに限る。）を満たしているものとみなすことができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第8条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合における従業者の基準は、規則で定める。

（設備）

第9条 指定障害者支援施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室

(2) 居室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 相談室

(8) 多目的室

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

- 2 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合は、前項各号に掲げる設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。
- 3 第1項第7号の相談室及び同項第8号の多目的室については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(設備に関する特例)

第10条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設基準条例第6条に規定する設備の基準を満たすことをもって、前条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った支給決定障害者（以下この条において「利用申込者」という。）に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第13条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画（施設障害福祉サービスに係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第14条 指定障害者支援施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

(非常災害対策)

第15条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第16条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延

しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第17条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第18条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第19条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第20条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村（特別区を含む。）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第21条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、指定障害者支援施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち

ち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第9条第1項第8号の多目的室を設けないことができる。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第83号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 療養介護（第4条 - 第17条）
- 第3章 生活介護（第18条 - 第27条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第28条 - 第30条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第31条 - 第35条）
- 第6章 就労移行支援（第36条 - 第39条）
- 第7章 就労継続支援A型（第40条 - 第47条）
- 第8章 就労継続支援B型（第48条・第49条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第50条・第51条）
- 第10章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 自立訓練（機能訓練） 自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。
- (3) 自立訓練（生活訓練） 自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。
- (4) 宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。
- (5) 認定就労移行支援事業所 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援の事業を行う事業所をいう。
- (6) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。
- (7) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。

(8) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業及び就労継続支援 B 型の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業者を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

（基本方針）

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものに対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第5条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

第7条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（規模）

第9条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

（設備）

第10条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置）

第11条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 医師

(3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）

(4) 生活支援員

(5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。）

2 前項に定めるもののほか、療養介護事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（療養介護の取扱方針）

第12条 療養介護事業者は、療養介護計画（療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等にに応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（衛生管理等）

第13条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第15条 療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第16条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第17条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村（特別区を含む。）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講

じなければならない。

第3章 生活介護

（基本方針）

第18条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものに対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第19条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第20条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは同法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第21条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（規模）

第22条 生活介護事業所は、20人以上（離島その他の地域のうち将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして規則で定める地域において事業を行う生活介護事業所にあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

（設備）

第23条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 相談室

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 多目的室

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置）

第24条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 医師

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(4) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、生活介護事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第25条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準は、規則で定める。

（衛生管理等）

第26条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第27条 第8条、第12条及び第14条から第17条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは、「生活介護計画（生活介護）」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第28条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障害者（障害児を除く。）に対して、1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置）

第29条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、自立訓練（機能訓練）事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（準用）

第30条 第8条、第12条、第14条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条及び第26条の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画（自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第31条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間にわたる医療機関への入院その他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第32条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上（離島その他の地域のうち将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして規則で定める地域において事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。）にあつて

は、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項の規則で定める地域において事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

（設備）

第33条 自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 相談室

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 多目的室

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

- 2 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けるものとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項第1号の訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 浴室

- 3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

- 6 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 7 前各項に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置）

第34条 自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 生活支援員

(3) 地域移行支援員（宿泊型自立訓練を行う場合に限る。）

(4) サービス管理責任者

- 2 前項に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（準用）

第35条 第8条、第12条、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第25条及び第26条の規

定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画（自立訓練（生活訓練）」と、第25条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第36条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として便宜を供与する場合にあっては、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第37条 第39条において準用する第23条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所において就労移行支援の事業を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

（職員の配置）

第38条 就労移行支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 職業指導員及び生活支援員

(3) 就労支援員

(4) サービス管理責任者

2 前項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所において就労移行支援の事業を行う場合は、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 職業指導員及び生活支援員

(3) サービス管理責任者

3 前2項に定めるもののほか、就労移行支援事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（準用）

第39条 第8条、第12条、第14条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条及び第26条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは「就労移行支援計画（就労移行支援）」と、第22条ただし書及び第25条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第40条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第41条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第42条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が、規則で定めるところにより雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における、雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の2分の1に相当する人数及び9人を超えてはならない。

（設備）

第43条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 相談室

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 多目的室

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項第1号の訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、就労継続支援A型事業所の設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置）

第44条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 職業指導員及び生活支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第45条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準は、規則で定める。

（実施主体）

第46条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（準用）

第47条 第8条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第21条及び第26条の規定は、就労継続

支援A型の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは、「就労継続支援A型計画（就労継続支援A型）」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

（基本方針）

第48条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第49条 第8条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第21条、第22条、第26条、第41条及び第43条から第45条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは、「就労継続支援B型計画（就労継続支援B型）」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第50条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
 - (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
 - (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第22条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第22条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 離島その他の地域のうち将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして規則で定める地域において事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。

この場合において、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができる。

（設備の特例）

第51条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第10章 雑則

（委任）

第52条 この条例に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（身体障害者授産施設等に関する経過措置）

2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者授産施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第1項、第23条第1項第5号（第30条及び第39条において準用する場合を含む。）、第33条第1項第5号又は第43条第1項第5号（第49条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

3 知的障害者更生施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成18年9月30日以前から引き続き存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第23条第2項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合は、当分の間、第25条第2項（第30条、第35条及び第39条において準用する場合を含む。）又は第45条第2項（第49条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第84号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 自立訓練（機能訓練） 自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。
- (3) 自立訓練（生活訓練） 自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。
- (4) 認定障害者支援施設 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設をいう。
- (5) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。
- (6) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（障害者支援施設の一般原則）

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（構造設備）

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（施設長の資格要件）

第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のい

れかに該当する者若しくは同法第2条第1項に規定する社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第6条 障害者支援施設は、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（非常災害対策）

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（規模）

第8条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援 B型 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（認定障害者支援施設を除く。以下この条において同じ。）にあっては、10人以上）

(2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

(2) 就労継続支援 B型 10人以上

(3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

（設備）

第9条 障害者支援施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 居室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 相談室

(8) 多目的室

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 認定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合は、前項各号に掲げる設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

3 第1項第7号の相談室及び同項第8号の多目的室については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 前3項に定めるもののほか、障害者支援施設の設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置）

第10条 障害者支援施設は、施設長のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる職員

イ 医師

ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ハ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。）

(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次に掲げる職員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ロ サービス管理責任者

(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合 次に掲げる職員

イ 生活支援員

ロ サービス管理責任者

(4) 就労移行支援を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める職員

イ 障害者支援施設（認定障害者支援施設を除く。）において行う場合 次に掲げる職員

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(ロ) 就労支援員

(ハ) サービス管理責任者

ロ 認定障害者支援施設において行う場合 次に掲げる職員

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(ロ) サービス管理責任者

(5) 就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる職員

イ 職業指導員及び生活支援員

ロ サービス管理責任者

(6) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる職員

イ 生活支援員

ロ サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第11条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準は、規則で定める。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第12条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画（施設障害福祉サービスに係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（衛生管理等）

第13条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に

努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第14条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第15条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 障害者支援施設は、他の障害福祉サービス事業を行う者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第16条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第17条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村（特別区を含む。）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設若しくは旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第9条第1項第8号の多目的室を設けないことができる。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第85号

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常にこれらの者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第4条 地域活動支援センターは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

(非常災害対策)

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(規模)

第6条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第7条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うことができる場所

(2) 便所

2 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第8条 地域活動支援センターは、次に掲げる職員を置かななければならない。

(1) 施設長

(2) 指導員

2 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの職員の配置の基準は、規則で定める。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準は、規則で定める。

（衛生管理等）

第10条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第11条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第12条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、地域活動支援センターの運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第86号

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以

下同じ。)、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 福祉ホームの建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(運営規程)

第5条 福祉ホームは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

(非常災害対策)

第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者にも周知しなければならない。

- 2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(規模)

第7条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第8条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室

- 2 前項に定めるもののほか、福祉ホームの設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第9条 福祉ホームには、管理人を置かななければならない。

- 2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(衛生管理等)

第10条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講

ずるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第11条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第12条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、福祉ホームの運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県障がい者支援施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第87号

山形県障がい者支援施設条例等の一部を改正する条例

（山形県障がい者支援施設条例の一部改正）

第1条 山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項中「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

第4条中「法第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第44条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第84条第2項に規定する厚生労働省令」を「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）、山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号）、山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第83号）及び山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第84号）」に改める。

（山形県立ふれあいの家条例の一部改正）

第2条 山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第12条中「法第80条第2項に規定する厚生労働省令」を「山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第86号）」に改める。

（山形県立ワークショップ明星園条例の一部改正）

第3条 山形県立ワークショップ明星園条例（平成23年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項中「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）及び山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第83号）で定める基準

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県障がい者支援施設条例第2条第1項の改正規定及び第3条中山形県立ワークショップ明星園条例第2条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

山形県中小企業振興条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第88号

山形県中小企業振興条例

山形県の中小企業は、生産、流通など経済活動の全般並びに県民の暮らしの安全及び安心の確保に重要な役割を果たすとともに、小規模企業の多い本県においては、地域社会に安定と活力をもたらす、地域の経済と雇用さらには地域づくりを支えてきた。

しかし、近年、急速に進む少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展などにより、県内中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、県民の暮らしにも多大な影響を及ぼしている。

このような状況の中、今後も県内中小企業の持続的で多様な成長及び発展を促進するには、県内の中小企業者自らが経営の革新や新たな事業の創出、あるいは企業間での連携など新たな展開を図るとともに、本県の歴史や文化、国内外の動きを踏まえた適切な中小企業振興策が経済的社会的環境の変化に対応して講ぜられることが必要である。また、これらを通じて、本県が誇る豊富な地域資源の活用による地域内での経済の循環及び発展が図られることが重要である。

このため、中小企業の振興を県政の最重要課題のひとつと位置付け、中小企業者の意欲的で創造的な活動を社会全体で支援することによって、本県の経済の中核として地域とともに歩む中小企業者が誇りをもって活躍する山形県を築くために、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、本県の経済における中小企業の存在の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を県、市町村、中小企業者、中小企業団体、金融機関等中小企業の振興に関わる全てのものが共有する基本理念として行わなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されること。

(2) 多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ることにより推進される

こと。

- (3) 中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として推進されること。
- (4) 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）に配慮して行われること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的かつ戦略的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業を取り巻く経済的社会的環境について調査を行い、中小企業者及び中小企業団体の意見を十分に聴くものとする。
- 3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業団体、金融機関、大学等と連携して効果的に実施するとともに、必要に応じて国の施策の充実及び改善を要請するものとする。
- 4 県は、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者及び中小企業団体の意見を十分に聴くとともに、中小企業の振興に関する施策の効果を検証するものとする。
- 5 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるとともに、県民と協力して中小企業者が供給する製品等の利用を推進するものとする。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるとともに、ものづくりにおける伝統的な技術の伝承に努めなければならない。
- 3 中小企業者は、地域住民と連携して、その事業活動を通じて地域社会の発展に努めなければならない。

（県民の理解と協力）

第6条 県民は、中小企業の振興が本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出並びに県民生活の安定及び向上に寄与することを理解するとともに、中小企業者が供給する製品等の利用の推進等に努めることなどを通じて県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

（基本方針）

第7条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化、経営の革新及び新たな事業の創出の促進を図ること。
- (2) 中小企業の振興に資する企業立地及び産業集積の促進を図ること。
- (3) 国際的視点に立った中小企業の事業展開の促進を図ること。
- (4) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (6) まちづくりの視点に立った商業の活性化及び本県の特性である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光の振興や交流の拡大を通じ、中小企業の振興を図ること。
- (7) 県民が安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備の促進を図ること。

（市町村への支援）

第8条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第9条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第10条 知事は、毎年度、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第89号

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号、第28条第1項並びに第30条の2第1項の規定に基づき、公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）

第3条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) 教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練
（公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第4条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（普通課程の普通職業訓練の基準）

第5条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業業者等」という。）であること又は同法に基づく高等学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業業者等」という。）であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業業者等を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業業者等を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業業者等を対象とする場合にあっては2年以上4年以下、高等学校卒業業者等を対象とする場合にあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業業者等を対象とする場合にあっては

2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。

- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができる。

（短期課程の普通職業訓練の基準）

第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

（専門課程の高度職業訓練の基準）

第7条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 高等学校卒業者等であること。
- (2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
- (4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数を配置し、そのうち1名以上は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 博士若しくは修士の学位（学校教育法第104条に規定する学位をいい、外国において授与されたこれに該当する学位を含む。以下同じ。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

ロ 学校教育法に基づく大学（以下「大学」という。）又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発総合大学校等」とい

う。)において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

八 大学又は職業能力開発総合大学校等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者で、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

二 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

(8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

(専門短期課程の高度職業訓練の基準)

第8条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。

(5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(無料とする職業訓練)

第9条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるものに限る。）の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第10条 法第28条第1項の条例で定める者は、職業訓練指導員免許を受けた者又は同項に規定する普通職業訓練に係る教科に関し、次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者）にあっては、省令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を終了した者に限る。）とする。

(1) 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの

(2) 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの

(3) 大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの

(4) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有するもの

(5) 省令第46条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として省令第48条の3第6号の厚生労働大臣が定める者

(高度職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第11条 法第30条の2第1項の条例で定める者は、同項に規定する高度職業訓練に係る教科につき、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第7条第7号イ又はロに規定する者

(2) 大学又は職業能力開発総合大学校等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

(3) 大学又は職業能力開発総合大学校等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を

有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

- (4) 大学又は職業能力開発総合大学校等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (5) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (6) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (7) 10年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第90号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法」を「第3条第1項及び第4条第1項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第13条第1項の規定に基づき、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園施設（高齢者移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）の設置基準を定めるとともに、法及び法」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（都市公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園並びに一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、その特質に応じて分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (2) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

第1条の4 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（特定公園施設の設置基準）

第1条の5 高齢者移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げる特定公園施設について、次項に定めるもののほか、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等（高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上するように定めるものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場
 - (2) 屋根付広場
 - (3) 休憩所及び管理事務所
 - (4) 野外劇場及び野外音楽堂
 - (5) 駐車場
 - (6) 便所
 - (7) 水飲場及び手洗場
 - (8) 掲示板及び標識
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係る当該各号に定める通路の縦断勾配は、4パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (1) 前項第1号に掲げる園路及び広場 当該園路及び広場を設ける場合における1以上の園路及び広場に設ける通路
 - (2) 前項第4号に掲げる野外劇場及び野外音楽堂 当該野外劇場及び野外音楽堂に設ける通路であつて、出入口と車いす使用者用観覧スペース（車いすを使用している者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。）及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所との間の経路を構成するもの
 - 3 前2項の規定による基準は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第91号

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

山形県流域下水道設置条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県流域下水道条例

第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号）」を「法」に改め、同条を第1条の2とし、同条の

前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づく流域下水道（法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の設置に関し必要な事項を定めるとともに、法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造に係る技術上の基準及び終末処理場（法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）の維持管理の方法を定めるものとする。

第2条の次に次の6条を加える。

（流域下水道の構造に係る技術上の基準）

第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第4条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第5条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第6条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第7条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
- （終末処理場の維持管理）

第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）であって、その構造に係る技術上の基準が改正後の第4条から第6条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第92号

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 県道の構造の技術的基準（第3条 - 第44条）

第3章 県道に設ける道路標識の寸法（第45条）

第4章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、道路法、高齢者移動等円滑化法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）において使用する用語の例による。

第2章 県道の構造の技術的基準

（道路の区分）

第3条 道路の区分は、道路構造令第3条で定めるところによる。

（車線等）

第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計

基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
		山地部	10,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	12,000
	第3級	平地部	11,000

		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3

第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第5条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	中央帯の幅員（単位 メートル）
----	-----------------

第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	

	第2級	
	第3級	

7 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、道路構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）		
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第2種	普通道路	1.25		
	小型道路	1		
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線

の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第2級及び第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）
第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第3級及び第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第2種	普通道路	0.75	
	小型道路	0.5	
第3種			0.5
第4種			0.5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあっては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその

幅員を縮小することができる。

- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
- 12 路肩の幅員は、除雪等を勘案して定めるものとする。

（停車帯）

第8条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、道路構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋等又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（中央帯等の幅員）

第13条 中央帯、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯）

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

る。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の曲線部の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇

所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第18条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配（単位 パーセント）
第1種、 第2種及 び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすり

つけをするものとする。

- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

- 第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

- 第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につき キロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）	
第1種、 第2種及 び第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	

		40	10	
		30	11	
		20	12	

（登坂車線）

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートルである普通道路にあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

（縦断曲線）

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につき キロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250

20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

（排水施設）

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りで

ない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。
- 4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに道路構造令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道との平面交差）

第31条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

（待避所）

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所に設ける交通島）

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

（防雪施設その他の防護施設）

第37条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項（道路法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、規則で定める。

（付帯工事等の特例）

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）並びに道路構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（道路法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条（同令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。）、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条並びに同令第4条及び第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第43条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第41条まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあつては、第12条を除く。）並びに道路構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（道路法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第44条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第41条まで及び第42条第1項並びに道路構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（道路法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第3章 県道に設ける道路標識の寸法

第45条 県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、次項及び第3項に定めるもののほか、規則で定める。この場合において、当該寸法は、道路を利用する者の利便性及び安全性が向上するように定めるとともに、地域の景観の形成に配慮するように定めるものとする。

2 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で規則で定めるものの文字の大きさは、30センチメートルを基準として規則で定める。

3 警戒標識の寸法は、警戒標識の本標識板の一辺の長さにあつては58.5センチメートルを基準とし、警戒標識の本標識板の文字及び記号の大きさにあつては道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第2の本標識板に図示されている寸法に1.3を乗じて得た値の寸法を基準として規

則で定める。

第4章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第46条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものについて規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上するように定めるものとする。

- (1) 歩道及び自転車歩行者道
- (2) 立体横断施設
- (3) 乗合自動車停留所
- (4) 自動車駐車場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、移動等円滑化のために必要なその他の施設等

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の県道については、第2章の規定に適合しない部分がある場合における当該部分に対しては、同章の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定により設置されている道路標識であって、第45条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しない。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第93号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条 - 第2条の2）

第1章の2 県営住宅及び共同施設の整備基準（第2条の3）

第2章 入居者の選考（第3条 - 第10条）

第3章 家賃及び敷金（第11条 - 第16条の4）

第4章 使用及び管理（第17条 - 第25条の6）

第5章 補則（第26条 - 第28条）

附則

第1条中「の規定」を「第5条第1項及び第2項の規定に基づき県営住宅及び共同施設の整備基準を定めるとともに、法の規定」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 県営住宅及び共同施設の整備基準

第2条の3 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、次の各号に掲げる事項並びに次項及び第3項に定めるもののほか、当該各号に掲げる事項を踏まえ、規則で定める。

- (1) 県営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。
- (2) 県営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者にとつて便利で快適なものとなるように整備すること。
- (3) 県営住宅及び共同施設を建設するに当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する

費用の縮減に配慮すること。

2 住棟は、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）の導入に配慮して整備するよう努めるものとする。

3 住棟その他の建築物は、積雪等を考慮して整備するよう努めるものとする。

第5条中「にあつては」を「並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては」に改め、同条第2号イを次のように改める。

イ 入居者又は同居者が障がい者である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円

第5条第2号口中「第23条第2号口」を「第24条第2項」に、「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（同項に規定する当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号八中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（「にあつては」を「並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第94号

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、重点整備地区（法第2条第21号に規定する重点整備地区をいう。）における移動等円滑化（同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

（信号機に関する基準）

第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発生することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示すること

ができるもの

- (2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を進行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第3条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該道路標識が、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第4条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該道路標示が、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
(2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。